平成20年第1回七戸町議会 予算審査特別委員会

会議録(第3号)

○招集月日 平成20年 3月 4日

○開会日時 平成20年 3月13日 午前10時00分

○閉会日時 平成20年 3月13日 午後 4時20分

〇出席委員(16名)

委 員	長	天 間	清太郎	君	副委員長	田嶋弘一君
委	員	附田	俊仁	君	委 員	佐々木 寿 夫 君
委	員	瀬川	左一	君	委 員	盛田恵津子君
委	員	鳥谷部	康隆	君	委 員	三上正二君
委	員	原 子	孝	君	委 員	川村三十三君
委	員	松本	祐一	君	委 員	ニツ森 圭 吉 君
委	員	田島	政 義	君	委 員	中村正彦君
委	員	白 石	洋	君	委 員	工藤耕一君
委	員	田中	正樹	君		

〇欠席委員(1名)

委員 田嶋輝雄君

〇委員外議員 (0名)

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	福 士 孝	衛 君	副 町 長	小 又	勉	君
総務課長	藤賀慶	二 君	支 所 長	駒嶺	純一	君
企画財政課長	坪 寿	美 君	税 務 課 長	天 間	勤	君
町 民 課 長	岡 村 茂	雄 君	社会生活課長	附田	繁 志	君
健康福祉課長	大 平	均 君	会 計 課 長	小 林	章 廣	君
農林課長	森田耕	一 君	新幹線建設対策課推進監	太 田	茂	君
新幹線建設対策課長	八嶋	亮 君	建設課長	天 間	→ <u>=</u>	君
商工観光課長	塚 尾 義	春 君	上下水道課長	神 山	俊 男	君
城南児童館長	成 田 武	泰君	道ノ上保育所長	向中野	良一	君
教育委員長	中 村 公	一君	教 育 長	新 谷	勝弘	君
学 務 課 長	仁 和 民	男 君	生涯学習課長	楠	章	君

 スポーツ振興課長補佐
 桜
 田
 明
 君
 中央公民館長
 二ツ森 政 人 君 南 公民館長

 南公民館長
 千葉岩男君
 農業委員会長職所理者
 小栗 作之丞 君 大 憲 査 委員
 新館 昭 子 君 選挙管理委員長
 松下喜一君
 選挙管理委員会事務局長
 岡村茂雄君

〇職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長小林広一君事務局次長中野昭弘君

〇会議を傍聴した者(5名)

〇会議の経過

○委員長(天間清太郎君) おはようございます。

ただいまの出席委員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、予算審査特別委員会は成立しました。

これより、3月12日に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりです。

予算審査に入る前に皆さんにお願いがあります。

本日午後1時にイオンの説明が予定されることになっておりますので、予算委員会の進む状況によりますが、会議を一時中断し、30分程度休憩をとりたいと思いますので、御協力をお願いします。

これより質疑に入りますが、昨日の質問について、担当課長より答弁を補充させていただきます。

企画財政課長。

〇企画財政課長(坪 寿美君) おはようございます。

昨日、瀬川委員から質問のありました、ホームページを活用した物産の販売についての 件ですが、この事業については、事業実施の可能性について検討している最中でございま す。

事業名は、地域ICT利活用モデル構築事業と言います。ICT、いわゆる情報通信を活用した事業でありまして、取り組みをする自治体が総務省と委託契約を交わし、構築費等の助成を受けられるというもので、1事業について1,000万円から2億円までとなっております。平成20年度の応募締め切りが3月末であり、内容等について、詳細な調整を必要とすることから、応募には20年度は間に合いませんので、平成21年度の応募に向け、現在、調整を図っております。

この具体的な内容でございますが、安心・安全といった防災であるとか、福祉や観光、 交流などといったテーマがありますが、町としましては、観光というテーマをベースに、 町内はもとより広域的視野で、相互に協力し合えるものを構築したいと現在は考えており ます。

以上でございます。

〇委員長(天間清太郎君) 副町長。

○副町長(小又 勉君) 私から、きのうの産直の施設の関係の、いわゆる説明の中で、 全体的な構想がわからないと、なかなか理解しがたいということで、資料を出しておりま す。道の駅周辺整備プロジェクト実施計画という資料を見ていただきたいと思います。

大まかに全体的なことを申し上げます。まず、産直の施設の整備ということで、2枚目の大きい図面ですけれども、いわゆる道の駅全体がありますが、花卉展示館の北側になります。駅の方向に、産直施設建設予定地というのがございます。ここにこの施設を建てたいということであります。

そして、1枚目に、2番目として、道の駅周辺整備のうちで、西側トイレ取り壊し、あるいは倉庫の取り壊し、下水道工事というのがありますけれども、いわゆる花卉展示館の裏に倉庫を建設しました。それから、主に職員用ですけれども、トイレがありました。これは当然、産直の施設を建てるためには邪魔になるということで、当初は倉庫なんかどこかへ移動を考えられないかということも検討しましたが、なかなかそうもいかないということで、この二つを取り壊すと。

きのうお話があったキャノピー、その下3番目、物産館の整備があります。キャノピーというのが、花卉展示館と物産館の間、それから、物産館の北側にキャノピーを建設したいと。雨が当たらないように、これは外ですけれども、ここを自由に歩けるような状況にしたいということでございます。

それとあわせて、物産館の屋根の改修工事ということで、3,000万円を超える予算額できのう説明をしましたが、このキャノピーの工事と、それから物産館の屋根の改修工事、(「キャノピーって何でしょうか」と呼ぶ者あり)、下屋ですね。それと、物産館の屋根の改修を合わせて3,000万円余りの予算がこれに投入されるということになります。

ちなみに、キャノピーですけれども、産直施設と物産館、この間、将来的には朝市とか、そういったものもやれるような計画を持っております。

今までの説明の中で、1番の産直施設、それから3番目の物産館、1枚目の資料に太陽光発電というのが書いてあります。それからもう一つが、観光交流センターにも太陽光発電の装置、パネルの設置を予定しておりますが、七戸町としての新しいエネルギービジョンというのを、概要版を毎戸に配布しておりますけれども、この中にも書いておりますが、町としても CO_2 を出さないと、これからの新しいエネルギーの一つとしての太陽光を駅周辺のいろいろな施設に取り入れていきたいということで、これも予定をしております。

それからその次に、あわせて美術館の整備ということで、美術館も大分屋根と、それから壁も一部非常に傷んできております。そこで、その補修もしないければならないということで、これも合わせて、全体計画の中で順次これも改修していかなければならないというふうに計画を持っております。

それからもう一つ、山車団地の整備、これはきのうも説明を申し上げました。これも駅周辺全体の整備計画の中で、これはこれとして整備をしていくということです。そして、これらをやるために、いわゆる駐車場、現在の道の駅の北側の部分、美術館前の緑地広場、そういった部分の一部を埋め立てをして、駐車場の拡張をしなければなりませんし、また、産直の施設を建てるためにも一部埋め立てが必要ということで、埋め立ての計画を持っております。

これは、平成22年までのうちに全体の埋め立てをする、全体といいますか、美術館側とも、あるいはまた、道の駅とも物産協会もいろいろ協議をしております。今のところ、

この図面で点線で書いております。茶色く斜線を引いたこの部分ぐらいまで埋め立てをしたいということで計画を持っておりますが、この辺は、改めて美術館なり、あるいはまた物産協会ともさらに協議をして、この辺でいいのか、あるいはまた、その下、いろいろなモニュメントとかありますので、その利用をどうするのか等は、これからさらに協議をして決定をしていきたいというふうに考えています。これが全体的な計画ということです。さらに、それぞれでもし補足があれば、担当課長、補足してください。

- 〇委員長(天間清太郎君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(坪 寿美君)** 大変申しわけございませんでした。当課からつづじロードの図面ということで、皆さんにお渡ししてありますように、平成20年度、14年度やった事業の先から1.25キロメートルの両側ということで計画して、その先、21年度、片側22年度、あくまでも計画の段階ですが、そのように計画しております。全部で、申しましたように、全長8.2キロに、きのう間違って言ったけれども、8メートル20の間隔でツツジを植えるというものでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) どうぞ。
- ○委員(三上正二君) 物産館のほうの図面ですけれども、これを見れば平面図と、こっち側のこれを上げれば、ここはわかるのですけれども、ここの図面ではなくて、この周辺のこれも欲しかったのだよな。それと、建物の計画、産直施設の側面図はあったけれども、平面図なければ全くわからない。
- 〇委員長(天間清太郎君) 農林課長。
- 〇農林課長(森田耕一君) お答えいたします。

ただいまの産直施設の平面図ということですけれども、現在、国のほうに計画の申請だけを行っております。それが内示というのですか、採択になれば平面図等の、設計とかに入っていけると思っています。今、計画中でございますので。

- 〇委員長(天間清太郎君) 8番。
- **〇委員(三上正二君)** これというのは、いつ話するわけ、今やってもいいの、その後なの。
- ○委員長(天間清太郎君) きのうの答弁漏れだから、きょう、答弁させているわけです。今、答弁させているわけです。きのうの答弁漏れだから。
 8番。
- ○委員(三上正二君) なぜ全体計画の、この上の図面が欲しいと言えば、きょうの午後、イオンのほうで説明に来ればそれらもはっきりするでしょうけれども、例えば駅ができましたと、その隣にイオンが来ました、それから奥羽牧場、今の物産館のところに直売所を建てましたと、当然この裏側も駐車場、イオンも駐車場あります。となれば、その駐車場なのですけれども、イオンの駐車場、こっちの駐車場、相互に使うものなのでしょうか。その辺はどうなって、そこまで詰めていないのかな。隣に、相互に使える、全体に出

てくるから、関係あるから。

- 〇委員長(天間清太郎君) 副町長。
- **○副町長(小又 勉君)** 当然、そこに行って買い物をするお客様が自分の便利なところに車をとめて利用するというふうになると思います。
- 〇委員長(天間清太郎君) 8番。
- **〇委員(三上正二君)** 例えば、こういうところあるわけです。入るときにゲートがあって、どこのスーパーあたりでもありますので、そういうふうになるとどちらに置いてもいいということは、仕切りがないという解釈をしていいのか、どうなのかということです。
- 〇委員長(天間清太郎君) 副町長。
- ○副町長(小又 勉君) その日に、実は、新幹線の町の駐車場の料金をどうするのかという検討もしました。もし取るのであればイオンも取ると。今のところ確定はもちろんしていません、これも検討中ですけれども、いわゆる1泊、2泊ぐらいの出張の方もとめても料金を取らないようにしたらどうかと。駐車場が売りになりますので。そうすると、イオンも取る必要がないと。いわゆる駐車料金を取らないと、別にそういうゲートとか、そういったものは一切必要ないということになるそうです。そうなると、あとは、人によって、自分の都合のいいところにとめておくと。だから、交互とか、そういうのはないというふうになると思います。
- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- ○委員(田島政義君) 図面を出してもらって、きのう話して図面出たのですが、これを見ると、埋め立てをする、町長が美術館のほうに、七戸の産みの馬が6頭いるわけです。 7頭だと、七戸でちょうどよかったのですけれども、どういうわけか、私、聞かれれば1頭は今、壊れていなくなっているとしゃべるのだけれども。これを見ると、それもいなくなるわけだ。凱旋門も立派に、知事がきて植樹した木もみんな埋め立てになるわけですよね。だから、こういうのをもっと前にやると議員もわかるのです。我々は、たまたま新幹線の関係で自分の土地がなくなるものだからわかるのですが。駐車場だって、埋め立てて、山車の展示室できて、山車団地できれば、おのずから建物でも、イオンのほうとの既に出ているわけです。これはたまたま図面がないからみんながわからないだけで。だからそういうのをが一体になればわかるのですが、きょう午後にイオンが来るときに、21へクタール全体のそのものの図面が出ないとわからない点もいっぱいあるので、簡単な、各会議で出て、新幹線のほうで持っている図面でもいいのです。いなくなったらつけたり、出したり、どっちでもいいです、図面ぱっと出せば、あわせればいいことです。

もう一つ、きのうもいろいろな、お金がない話から言うと、山車団地の場合は、町内会連合会に建てさせると。これも3,100万円のあれを物産館のほうに入札させたらもっと安くできるのではないか。町がやったら94だの95になるけれども、これを3,100万円のものを物産館にお金を渡して、物産館が入札して改修したらもっと安くならないですか、その辺どうですか。

- 〇委員長(天間清太郎君) 町長。
- **〇町長(福士孝衛君)** 田島委員にお答えを申し上げます。

物産館といいましても、経営は指定管理で株式会社ふるさと振興会にということであります。株式会社に町が補助金を出すということはちょっと不可能ではないかというふうに思っています。

- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- **○委員(田島政義君)** それは法的にまずいのですか、それとも、指定管理していて、総務課長、法的にどうか、補助。町内会連合会の場合はよくて、株式会社ふるさと振興会に管理させて、利益が出ると町がもらったりしているでしょう。法的に。
- 〇委員長(天間清太郎君) 総務課長。
- ○総務課長(藤賀慶二君) 田島委員の質問にお答えします。

指定管理については、ある一定の条件を出して、管理運営に関しては、指定を受けた 方々が一応やるということになっています。それ以外については、たしかできないのでは ないかと認識していました。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- **〇委員(田島政義君)** 認識でなくて、問題がないのなら、ないとはっきり言わないと、またあやふやになるので、できないのならできないと、こっちでも聞いてみなければならないですから。そういうあやふやな答弁だと、こっちも調べなければならないわけです。その辺どうですか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 町長。
- **〇町長(福士孝衛君)** それから言って問題出てくるのですけれども、補助金出して、そこに建てると、それが株式会社の建物になり、共有物になるということもわけです。そうした場合、今度、指定管理する場合、例えば株式会社ふるさと振興会がふさわしくないという状況になった場合、そこの部分はどうするかという問題が出てくる。そういうこと等も考え合わせなければなりません。

私は、認識の中では、営利を目的としている株式会社には補助金は出されないという、 そういうことだったと思っています。

- ○委員長(天間清太郎君) いいですか。3番。
- ○委員 (瀬川左一君) この建物は何年になりますか、もう雨漏りしたというけれども、この保証期間とか、そういうふうな工事の中で、14年で雨漏りして屋根をふきかえるといったら、普通の家を建てた人だったら、かまど消していなくなる。15年で全部の屋根を変え、この耐用年数とか保証期間というのは、どういうふうに工事契約の中にあるのか、その辺はちょっと疑問を持つことがあるのですけれども、いかがなものか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 副町長。
- **〇副町長(小又 勉君)** 実は、建物の性格上、雪対策で、雪が滑って落とすわけにはい

かないということで、落ちないような材質の屋根材だそうです。それが、当時、採用する 段階で耐用年数まではっきり特定したいのか、その辺なのです。いずれにしても、残念な がらだんだん雨漏りがし始めているということだそうです。

物産館と美術館とは材質が少し違うそうですけれども、美術館側は若干いいそうです。 それでも、やっぱりそろそろ雨漏りがする。特に、美術館については、もし漏って作品に 雨が落ちるようなことになれば大変なことになりますので、やはりこの辺は万全を期して いかなければならないだろうと思います。

〇委員長(天間清太郎君) 3番。

○委員(瀬川左一君) 14年幾らでトタンも腐るわけではないし、私も屋根のことについては屋根屋ともいろいろ、私も漏った経験もあるけれども、屋根というのはトタンとトタンを合わせて重ねて、そこにボンドのキレとか、ボンドが耐用年数がなくなる。トタンは耐用年数があるのだけれども、ボンドの腐食してしまって、そのボンドを、また起こして張ることによって、またもとに戻るということを、この前、私、トタン屋さんともいろいろしゃべったら、それはボンドのキレがあって、1回起こしてまたボンドとかコーキングを入れてまた張ることによって何十年も可能だということで。私は、こういうふうなのも、すべてのものが耐用年数が来ているわけではないのだけれども、その一部分について、漏ったところはそういうふうなもので補修すると、3,000万円、何も耐用年数のあるものをわざわざはいで、またやって、15年たつとまたボンドが切れて漏ったということで、非常にこの工事そのものの、雨漏りの点検とか、何が原因でこうなるのかをやると、また、トタンそのものは40年も50年もあると思いますので、その辺はどういうものかなと思うのです。ただ漏ったからだめだではなくて。

〇委員長(天間清太郎君) 商工観光課長。

○商工観光課長(塚尾義春君) 屋根の材質がトタンではないのです。構造上、コンパネの上に布みたいなもので張りつけているというふうな材質なのです。美術館の場合は、コンクリートのたたきの上にそれを敷いている。ですから、美術館のほうはまだ大丈夫だということなのです。それが、物産館のほうはコンパネの上にそれをただ敷いていて、上がざらざらのやつで雪が走らない材質ということで張りつけているということなのです。下地が美術館と物産館の工法が全然違うものですから、その上にこけが生えている状態だということなのです。屋根にですね、そういう状態だということを伺っていました。

○委員(瀬川左一君) わかりました。

- 〇委員長(天間清太郎君) 8番。
- **○委員(三上正二君)** 要するに、コンパネに張りつけていて、今やろうとしているのは、屋根のふきかえというのは、トタン張るのか。トタン張れば落ちると、今度は落ちないトタン張るのか。意味が違う。例えば、今張って落ちてもいいのだったら、当時も落ちてもよかったはずだし、落ちてだめなら、落ちないトタン張るのか。単純な疑問ではないか。

- 〇委員長(天間清太郎君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(塚尾義春君)** それにつきましては、トタン張りにしまして、雪どめを 当然つけなければならないということになります。
- 〇委員長(天間清太郎君)いいですか。16番。

○委員(白石 洋君) 今のお話については、いろいろと法的な問題だとか、いろいろなものがあると。田島委員の言っているのは、多分、落札額が94点云々というようなこと等もあるから、根底に考え方があるから、そういう話になってきていると思いますので、予算は予算としても、実質、やる前に、例えば委員会でもう少しもんでもらうとか、今のような問題等も委員会でもんでもらうとかというようなことで進めていかないと、時間的に大変、午後からイオンの方も説明に来るということですから、そういうこと等も十分考えていただきたいと思います。

それから、新幹線の課長のところで、全体がわかる資料を昼までに出してください。

それから、課長、三上委員からも話が出ているのですが、立面図ができていて、平面図がないというのはないわけです。平面図があるからこそ、こういう姿になってきますという、こういうようなものができてくるわけですから。仮にそれが申請しているなら、その段階でどういうふうな形になるかは別として、変われば変わったでいいわけですが、そういったものがあればわかりやすいわけです、本当は。そのために、キャノピーやなんかが必要だとか何とかということになってくるわけですから、そういう点も含めて、ひとつ資料として出していただければいいと思うのですが、どうですか。課長、図面出せますか。

- ○委員長(天間清太郎君) 新幹線建設課長。
- ○新幹線建設課長(八嶋 亮君) お答えいたします。

区画整理事業の図面よりは、かえってイメージ図のほうが見やすいかと思いますが、そのような形でもよろしいでしょうか。イオンさんが入った絵のイメージ、そのほうが見やすいかと思いますので。

- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- **○委員(川村三十三君)** 先ほど町長のでちょっと気になったことがあるのですが、指定管理者制度であれば、営利を目的とするものではない。根幹的には私もそうだと思うのですけれども、営利を目的としないというのであれば、町当局が指定するその金額の枠内で運営しなさいということに私は受け取るわけですが、それでよろしいですか。これから、きょう検討するところには、そういうのはいっぱい出てくるわけですが、そういうふうに理解してよろしいですか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 町長。
- **〇町長(福士孝衛君)** どういう意味かちょっとわかりませんので、もう少しわかるように。
- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。

○委員(川村三十三君) あなたはさっき、指定管理者というものは、営利を目的とする ものではないと、こう言ったものですから、私は、いいのかな。あなた言ったことは気が つきませんでしたか。もしそうだとすれば、これからの論議に非常に関連するものですか ら、私はあえてお尋ねしたのです。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

〇町長(福士孝衛君) 私が申し上げたのは、営利を目的とする株式会社に補助金は出せないだろうという話だったのです、そのことを申し上げたつまりであります。そういう質問でもありましたので。誤解のないように、ひとつ。

〇委員長(天間清太郎君) 11番。

○委員(川村三十三君) 委員の皆さんも聞いているわけですから、あなたが言ったのは、そういう意味で言ったのかもしれないけれども、最後に布石をしたのは、指定管理者制度は営利を目的としたものではないと言っているのです。議事録を起こしてみますか。 (「いいです。答えます」と呼ぶ者あり)

私はわかります、言っている意味は。ところが、それをだめ押しするように、そうおっしゃったから、おやっと思ったのです、私は。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

〇町長(福士孝衛君) 最後に申し上げたのは、指定管理をする場合、もし、ふるさと振興会がふさわしくなくなった場合、別の団体に指定管理をする場合、補助金をいただくと、そこのものは株式会社のものになるわけですから、そういう場合に差しさわりあるのではないかという話をしたわけで。指定する会社が営利を目的としてはだめだという話はしていないつもりであります。

〇委員長(天間清太郎君) 14番。

○委員(田島政義君) ちょっとみんな誤解している。私は、建物だと私は言わないのです、屋根だから言ったのです。屋根の改修と言ったから、私はどうですかと。屋根を改修したら、それはおらほうで補助金をもらった、屋根だからしゃべらないと思ったから、私は、屋根の改修だから、向こうにお金をやってやらせたらどうですかと言っただけです。建物を建てるのだったら、町長が言うように、これはまずいでしょう。建物を建ててしまえば、基礎を打てばまずいけれども、ただ、今回は屋根だから、屋根の改修だから、私は、それでできないのかというお尋ねをしただけです。説明の中が屋根の改修ですから、だから私は、それはどうですかと言っただけで。そういう場合でも法的に問題はないですかと言っただけで。建物はまずいです、町長言うとおりですから。

○委員長(天間清太郎君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 議案第15号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計予算の審査に入ります。

80ページから、第10款第1項教育総務費から85ページ、第2項小学校費まで、発

言を許します。

2番。

○委員(佐々木寿夫君) 83ページの奨学金費についてお伺いいたします。

広報などでも載っていますが、ことしから奨学金については、銀行からの利子補給をすると、3%やるというふうに述べております。非常にきびしい状況の中で、奨学金制度を守るために、やむにやまれぬ措置としてとって、私はすごくよく考えた結果だと思っていますが、この7番は、その奨学金の利子補給に当たるのかどうかということが第1点。

それから第2点は、現在の時点で奨学金の申込者がどれぐらいいるかということが第2点。

第3点は、奨学金は、たしか基金があったはずなのですが、その基金はこの予算書のどこにあるか、私も今いろいろ探してみたのですが、なかなかうまく見つけられなかったものですから、その部分をお知らせください。

以上。

- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- ○学務課長(仁和民夫君) 2番委員の御質問にお答えいたします。

最初に、7目奨学金費について御説明いたします。

この項目につきましては、篤志家による給付に基づきまして基金を設立しております。 いわゆる高校へ入学する生徒に対しまして5万円ずつを給付しております。もちろん選考 委員会を経まして、選考の上で給付しております。

2番目でございますけれども、いわゆる大学等へ入学する方に対する申込者ということになろうかと思いますが、現在のところ、教育委員会を経て申請されている方は、申請済みの方が3名、現在、書類等を持参し、各金融機関で相談中の方が3名、計6名ございます。御存じのように、大学等につきましては、3月いっぱい、もしくは4月に入りましても合格等の発表等がございますので、人数的には、まだこれから申し込みがあろうかと考えております。

それから、3点目でございますが、いわゆる大学等に入学される方への利子補給、または貸し付けということになろうかと思いますが、これにつきましては、基金を設立しておりまして、貸し付け等につきましては、この基金の中で貸し付け融資するということになりまして、貸し付けにつきましては、今回の予算書には掲載されてございません。

以上です。

○委員長(天間清太郎君) 2番、いいですか。

12番。

○委員(松本祐一君) 85ページの学校建設費の3目の中の、七戸小学校屋内運動場改築工事と、体育館のことですが、あの体育館は雨漏りも激しかったので、これ幸いかなと、本当にありがたいなと思っております。

その中において、開会冒頭に資料を渡されたのですが、見ましたところ、片屋根なので

す。この雪国で、体育館の屋根から雪ががばっと落ちたとき、私、軒まで連なるのではないかと、そのような心配をしております。設計上はどのようになっていますでしょうか。 片屋根なので。

- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- ○学務課長(仁和民夫君) お答えいたします。

御指摘のとおり、片屋根で設計されております。というのは、現在の校舎を建設いたしました際、同じように、片屋根というような形で設計し、建設されておりますけれども、御存じのように、現在の体育館は雪がそのまま残るというような建物になっておりますけれども、全体のバランスといいますか、そういうのを考えて、また、現在の体育館の東側にはスペースもございますことから、片屋根ということで。当然、例年の積雪等を考慮した場合、現在の設計の中では、支障がないという形の中で設計しております。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 12番。
- ○委員(松本祐一君) 私ごとで恐縮なのですが、私のところも片屋根なのです。ことしの雪も軒下まで連なるのです、全部流れるから。私の言いたいのは、そうならないように、絶えず、毎日見て除雪して、まして東側に当たるわけですから、せっかく東側の日差しが入るわけですから、それを除去し、ふさがらないように毎日雪を片づけて、連ならないようにお願いしたいということです。多分私そうなると思います。黙っていればずっと連なると思います。その点を、まめに除雪をしてくださいということです。それをお願いしておきます。
- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- **○委員(川村三十三君)** 82ページの外国語指導助手のことですが、一定の効果は上がっているでありましょうが、教育指導要領の改訂等もあって、小学校からとなると、そういうようなことも考えながら、来年度、中学校の外国語指導助手をたまには小学校に配置する考えがあるのかどうかということです。

それから、次の一番下の財団法人自治体国際化協会負担金と、一体、国際化協会負担金とあるわけですから、外国語指導助手との関連があるのかどうか。これは一体どういう法人なのか、財団法人とあるわけですが、だれが一体、理事長で、どういう仕組みなのか。そして、当町とどういう関係があるのか、そこのところをお知らせください。

それから、これは、企画財政課長から聞きますが、図書購入費が次のページの84ページのところに、70万円の図書費が計上されておりますが、きちんと来た分について教育委員会に配分しているかどうかであります。

以上をお聞きいたします。

- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- ○学務課長(仁和民夫君) お答えいたします。

最初の外国語指導助手の学校訪問関係でございますけれども、御存じのように、現在、

旧七戸におきましては、七戸中学校をベースにいたしまして、旧七戸管内、小中学校及び 幼稚園、保育所まで現在は計画を持ちまして、訪問させております。

また、旧天間地区の指導助手につきましては、西小学校をベースにいたしまして、中学校はもとより、同じように小学校、保育所等へ計画を持って、随時訪問指導していただいている状態です。

次の2点目でございますが、自治体国際化協会でございますけれども、いわゆる外務省の外郭団体でございまして、日本全国市町村にALT、大体1万二、三千名、確かな数字は今わかりませんけれども、それくらい日本に来ております。いわゆるその人数を受け入れるための窓口が国際化協会になっております。

以上でございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(坪 寿美君) 今の図書購入費、地方交付税算入のことと思いますが、 平成19年度、学級経費の積算内容では、学校・児童館図書の費用につきましては、68 万8,000円と算定されておりまして、それは、全国平均、そして当町の学級数47等 から勘案しますと、基準財政需要額は170万円くらいになると思います。交付税としま すと、その170万円の約70%、これが実際に交付されてくる金額でございまして、1 25万円くらい。確かに70万円は、以前から言われているとおり、大変低い金額でございます。しかしながら、70万円、今のところそれが限度ですので、どうぞ御理解お願い したいと思います。

以上でございます。

- ○委員長(天間清太郎君) 12番。
- ○委員(松本祐一君) 小学校にも外国語を教える、外国語は英語が主のようですが、児童もさることながら、小学校の先生、今度、英語を教えるといったら大変でしょうね。私がもし教師だったら拒否しますけれども、今から英語を勉強するというのは至難のわざだと思うのだけれども、教師への再教育等々も考えて、これからもやらざるを得ないのではないのか、外国人ばかりに頼っているわけにはいかないのではないかというような気がいたしてなりません。

国際化協会というのは、これも文部省の天下り集団だと、そういうように理解しているわけですが、企画財政課長が正直に申し上げていただいて、本当にありがたいわけですが、小学校の国語の学力、算数の学力、小学校だけではないです、中学校も含めて、基礎的なものはわかるが、それを応用するということに欠けるということは、読書の機会が少ないからではないのかなと、私は専門家ではないのでわかりませんけれども、だとすれば、学校の図書ぐらいは、一般財源で百何十万円も来るのだったら、70万円やそこいらにしないで、子供たちの未来を考えるのであれば、図書費を削ることなく私は出すべきだと。本当は教育委員会にお聞きしたかったのですけれども、何しろ親元が財政課なものですから、そっちで削られてしまって、これだけのものでやれということになると、これ

は、教育長はじめ教育委員会としても、また、現場の教師としても大変なことだろうと 思ったから、あえて聞いたのであります。

教育委員会の皆さん、7割も行っていないわけですから、7割方の学力ということをだれも言っていませんよ。7割の金で12割の学力をつけるようなことを、いわゆる図書に関する、とりわけ国語部門においては配慮しながら、鋭意努力してもらいたいと思っています。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 教育長。
- **○教育長(新谷勝弘君)** 今の11番委員のお話の中の、外国語指導助手に関するお話を 伺いました。

新指導要領になって、たしか、小学校も英語学習を取り入れるというふうになっている のは事実でございます

ただ、今のここに出ておりますのは、外国語を指導する助手でございまして、授業を直接、外国語指導助手がやるということではございません。

したがって、委員の危惧しております、小学校における英語学習については、今後どのような形で、小学校教師に対する英語の再指導になるのか、あるいは新しく免許を所持の 先生が来るのか、その辺がまだ明確になっていない事実がございますので、ただ、御心配 いただいたこと、本当に感謝申し上げたいと思います。

今後、さらに検討して、もしそのように学習指導要領が実施される段階で、どのような 方策を講じていけばいいか、今から検討をしていきたいと思っております。それが1点で ございます。

それから、2点目の図書費、今まで本当に図書費少なくてまいってしまいました。もっともっと子供たちに読書をさせたいという気持ちはあるわけでございますが、国で定めている図書の標準冊数に対して、当町の小中学校合わせて、達成実数は84%でございます。したがって、委員の心配されておりますように、非常に、まだ16%、最低でも16%は購入しなければならない、こういう現状にございます。

ただ私は、今年度は、20年度の予算の中で、委員御指摘になったわけですが、70万円とは言うものの、昨年度は60万円でしたので、私は10万円でも上乗せいただいたことには感謝したいと、財政課には、そのように思っております。

ただ、委員会としては、これでは納得できないわけですので、再度また図書の購入のできるような、そういう方策をお願いしていきたいと、このように考えてございます。つけ加えて、教育委員会のほうからお話を申し上げました。

〇委員長(天間清太郎君) 16番。

○委員(白石 洋君) 84ページの報償費、スクールサポーターの謝金が120万円計上されているのですが、これは何名分で、どれくらいの期間なのでしょうか。1人で1年だと10万円ずつになるような感じなのですが、その辺のあたりもう少し詳しく説明をし

ていただきたいと思います。

また、中学校のほうは計上されていないようなのですが、この辺のあたりはどうなっているか、その辺のあたりを御説明願いたいと思います。

- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- ○学務課長(仁和民夫君) お答えいたします。

スクールサポーターの件でございますけれども、スクールサポーター、現在1名、城南小学校に配置しております。勤務形態でございますけれども、週30時間、これは、年間40週を予定しております。時間単価ですが、一応1時間1,000円というような考え方で、いつからいつまででなく、年間を通して、この予算の範囲内ということで配置させていただいております。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 16番。
- **○委員(白石 洋君)** 私どもはいつそう思っているのですが、七戸の町というのは教育の町だというふうに思っていますし、これまでの長い歴史と伝統の中で、教育に先人がかなり金をかけてきた過去があるわけですので、このスクールサポーターというのは、私たちが子供時代に育ったような状況で悩んでいるのではなくて、今の子供たちの悩みというのはちょっと理解しがたかったり、親もそうなのですが、いろいろな意味で悩んでいることが多いわけですので。

特に、七戸の町には教師を経験なされたOBの方々がたくさんいらっしゃるのですよね。ですから、こういう方々に、必ずしも高額なお金でなくてもいいから、いろいろな意味で知恵を絞りながら、各校に1名ずつぐらいの配属できるようなことを考えていって私はいいのではないかと思います。確かにお金がないわけですから、それはそれとしても、何か御協力を願ったり、少額であるけれども、お礼を差し上げてお願いするとかという方法は私は非常に必要だと思います。

私ども委員会でも実情を見て回りました。そうしますと、やっぱり担任の先生、あるいはまた校長先生方も、スクールサポーターがいてくれたおかげで非常に学校が落ちついたり、いろいろな意味で助かっているという現実を私ども見ているわけですので、ひとつ町長さん、教育委員会のこともさることながら、財政上大変つらいだろうと思いますけれども、ひとつ何とか、先ほどの話で、OBの方々にお願いをして、何かいい知恵を出して何とかうまくやっていけないものかと。そして、どうしても学力の向上などが結局、最終的に言われてきますので、少しの心遣いや何かが将来に向かって頑張っている子供たちのためにもいい影響を及ぼしていけるのではないかと、それがやっぱり教育の町七戸だなと、こういうことになるだろうと思いますけれども、その辺のあたり、町長さん、何とかお願いできませんでしょうか。そして、町長さんの考え方もひとつお伺いできればと思っているのですが。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

○町長(福士孝衛君) それでは、お答えを申し上げます。

大変貴重な御意見、御提言だと関心をして聞いていました。まさにそのとおりであります。あしたを担う青少年の育成というのは、最大の我々の課題でありますので、そうしていきたいと常々考えておりました。そういう意味で、さらに教育委員会のほうからいろいろ要請等があろうかと思いますので、それらについては、できうる限りしっかりと対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- **〇学務課長(仁和民夫君)** ただいまの質問に関連いたしましてお答えさせていただきます。

スクールサポーターの予算の一番上、報酬のところをちょっとごらんいただきたいと思います。報酬の項目に、特別支援教育支援員報酬という形で予算を載せていただいております。実は、特別支援員につきましては、先ほどのスクールサポーターと大体同じような要件ではございますけれども、実は、19年度の4月から本当は配置できればよかったのですけれども、いわゆる国の制度に基づきまして、各学校へ1名ずつ配置という国の決定がございました。実は、4月1日に間に合わなかったため、実は6月の補正をもちまして、特別支援員をお願いしまして、城南小学校、西小学校、七戸中学校に7月から1名ずつ配置させていただいておりました。

20年度におきましては、特別支援員を小学校4校、それから、まだ中学校費に入っておりませんけれども、中学校は、七戸中学校、それから天間館中学校に配置しまして、授業等の援助をいただくというふうに考えております。よろしくお願いしたいと思います。

- 〇委員長(天間清太郎君) 教育長。
- **〇教育長(新谷勝弘君)** 16番委員の今のスクールサポーターに絡んだお話、大変ありがとうございました。うちの課長のほうから説明があったとおりでございます。

もう一度申し上げますと、今、たしか文教の委員の方々が学校訪問して歩いたわけですが、その中で、それぞれの学校長からの説明にもございましたとおり、非常に学校は苦慮している点がございます。これは、子供たちのLD——学習障害の子供、あるいは多動性の子供ということで、ADHDとか、あるいは高機能自閉症の子供と、昔よく委員の方々はお聞きになったと思うのですが、特殊学級と言いましたが、今は、特別支援学級と名称が変わってございます。

その特別支援学級に入って個別指導をしたほうがいいと思われる子供も今は通常学級、普通の子供たちと一緒に生活をしたほうがいいという親御さんの、保護者の意見が非常に強くて、そうなってくると、30人だったら30人の学級の中で、その子供に学級担任1人が対応することは不可能に近い。そうすると、普通の子供の学力は当然低下していくというのは目に見えてございます。

そういう、今、話した学習障害の子供たちは一体どういう、特別に支援を要する子供が どのぐらいいるのか、以前も一度話しましたが、全国平均でおよそそれぞれの学級に6% と言われております。それから、青森県の平均は3.8%でございます。ですから、七戸町の学校にいないということではない。ですから、そういう子供たちに手厚い保護、手を差し伸べる、そのために、先ほど課長の話したスクールサポーターあるいは特別支援員、それから、今もまだあるのですが、不登校の子供たちに対する対応もございます。そうなってくると、そちらのほうには学校の教育相談員を配置するとなるというふうなことで、今年度はほとんどそのような対応ができる人数があります。

ただ、学校によっては、うちの学校は必要がないという学校もございます。また、1人ではとてもじゃないがまだまだという学校もございます。学校名は省略しますけれども、それでも私のほうは、できるだけ何とかしなければならないというふうなことで、今年度は大分人数を多く採用できるなと思っております。これは、教職員の免許がない一般の方でも、やってみたい、あるいは強力をしたいという方にはやっていただけるわけです。例えば、さっきから出ているスクールサポーター、この方も免許はございません。ないけれども、子供は好きだと、あの子のためにやってみたいというふうなことで御協力をいただいていると、そういう現状にございますので、これから先の子供たちは昔のようにはいかない現状にありますので、ひとつ委員の皆様方のこれからのさらなる御協力をお願いしたいものだと思っております。委員会のほうからお礼と現状のお知らせということでございます。

終わります。

○委員長(天間清太郎君) 次に、85ページ、第3項中学校費から88ページ、第4項 幼稚園費まで、発言を許します。

5番。

- **○委員(田嶋弘一君)** 86ページの13節委託料のところの、スクールバス運転業務委託料のところでお聞きいたします。これは、中学校は3校あるのですけれども、3校のスクールバスの料金ですか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- ○学務課長(仁和民夫君) お答えいたします。 これは、七戸中学校のスクールバスの運転手に対する委託料でございます。 以上です。
- 〇委員長(天間清太郎君) 5番。
- ○委員(田嶋弘一君) この件については再三、私、昨年度1年間お話ししてきました。 中学校の生徒のスクールバスの件については、遠いところで、スクールバスが運行されて いないところで、8キロ近く離れたところでもスクールバスが出ていないと、そういう地 域もあります。そこで、統一していただけなのいかなということでお話ししたら、財政の ほうで厳しいという話でそのままになりましたけれども。

また、ある面では、学校側のほうでも、少しスクールバスが来なければ部活を長くできるから要らないという話もしたというふうに説明を受けたのですけれども、では、今、七

戸の中学校のスクールバスの、朝はいいとしても帰宅するときにどれぐらいの、スポーツ 関係でいけば、大体夏場であれば、6時であれば学校側はどうかなというふうに感じるの ですが、大体7時ごろ部活を終了して、それから自転車で帰るというパターンなのですけ れども、七戸の中学校では、夏場も6時で部活終わって、その後、全部スクールバスで 帰っているのですか。帰宅に利用している方がどれぐらいか教えていただけませんか。

- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- ○学務課長(仁和民夫君) お答えいたします。

七戸中学校の状況でございますが、現在、スクールバスを利用している方は30名ございます。大体半数の方が部活を終了してスクールバスで帰宅するという状況になっております。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 5番。
- **〇委員(田嶋弘一君)** 状況になっているというのはわかったのですけれども、私、今、 部活を行っているから、恐らく親が部活を見ながら、そのまま迎えにいくという方もいる と思うのです。だから、帰宅は何名、明かな人数を知りたいわけです。

例えば、簡単に計算しますけれども、不平不満を言っているわけではないけれども、5815円という金が30名に、教育の町七戸ということでありますから、それはいいとしても、朝30名乗ってくると、帰り15名、でも、スクールバスは同じく動くでしょう。端的に計算すれば、私は5815円を2で割るのです、極端に計算すれば。1人乗っても1台、20人乗っても1台でしょう。だったら、例えば15名だったら、同じ場所だったらタクシー使って出したほうが安くつくとか、そういうふうなことを考えるわけです。だから、15名の部活している方々が本当に何名スクールバスに乗って帰宅するのか私聞きたかった話なのです。

- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- ○学務課長(仁和民夫君) お答えいたします。

先ほどの説明でちょっと間違いがございました。訂正させていただきます。

先ほど30名と申しましたが、これが部活を終了して帰る人数でございます。確かに内容的にはちょっと把握できませんが、ほとんどの方はスクールバス、また、中には、諸事情により保護者の迎えのある方もあろうかとは思いますけれども、この30名の方がバスを利用して現在も帰っているということは聞いております。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 5番。
- **○委員(田嶋弘一君)** 私はそう聞かなかったから言っているのであって。

それと一つ、帰宅という時間に関しては、ない地域もあるのですけれども、バスを出せないと、財政厳しいというのであれば、それも仕方ない。ところが6月議会のときには、教育長は、何とか統一したいという話だったけれども、学校側から聞いたらいろいろ事情

があると、それはわかりました。

だったら、今、例えば遠いところで8キロ、6キロを通学している通学路についても、私たち夜運転するのですけれども、街灯がないところに子供たちが自転車で通学している場所もあります。そのときに、はっと思うときがあります。まだ事故がないからいいですけれども、できれば、バス出せなかったら出せないなりに、学校側にも安全教育計画というのもありますので、それを考えるのであれば、例えば、他県の話は言われないけれども、大きなたすきを背中にかけて、反射鏡、あれはよく見えます。だったら、そういう子供を案ずることを考えるのであれば、バス出せなかったら出せないなりに、教育委員会のほうで少し考えていただくか、また、街灯についても、その辺もう一度調べ直して、安全教育計画にのっとってやっていきたいなと思うのですけれども、それも1年間、私言ってきましたけれども、どこどこがどういう状態にあったか多分調べたと思うのですけれども、ことしはどのような方向で街灯なり、それから、たすきなり、そういう形の方向性の計画なのかお聞きいたします。

- 〇委員長(天間清太郎君) 学務課長。
- ○学務課長(仁和民夫君) お答えいたします。

最初に、街灯の件でございますけれども、先回の議会におきましても、総務課のほうと協議いたしまして、学校のほうと現地等を確認いたしました。それに基づきまして、19年度におきまして、旧七戸萩の沢地区2基、尾山頭地区3基、市ノ渡地区2基、東小学校通2基、計9基を設置しております。20年度におきましても、また総務課のほうと協議しながら、また、学校等の保護者の方々の要望等をお聞きしながら、場所を選定しながら協議してまいりたいと思っております。

次のたすき等でございますけれども、私も車を運転することから、ひやっとする場面というのは経験ございます。いわゆる反射するもの、特に、最近であるとお年寄りの方とか、そちらのほうで靴に張るものとか、たすきとか、そういうお話は聞いたことございます。いわゆる生徒につきましても、それらについて学校と相談しながら協議してまいりたいと思います。非常に反射して、ライトの当たる範囲内であれば確認できるという効果があるのは、私個人的にも理解しているつもりです。

以上です。

〇委員長(天間清太郎君) 5番。

○委員(田嶋弘一君) という話なのですけれども、これは、合併前から統一云々と言ってきたけれども、子を持つ親は、これは、バスがない地区も、ある地区も同じかと思います。そこで、財政課に学校側からお願いしたら、金がないというところで断れたみたいな話ですけれども、今の状況を見れば、ない地区でも、8キロのところを自転車で通ってくるわけです。それを、極端に言えば30人に500万円と言わずに、例えば、ない地区でも二、三十人まだあるわけです。その辺、これだけ厳しい中で大変だろうと思うけれども、町長部局のほうで、そういう地域もあるということに関して、教育委員会のほうは

困っているわけです。

そこで、町長のほうから、今の会話の中でどのように町長に胸におさまったかお聞きいたします。

- 〇委員長(天間清太郎君) 副町長。
- ○副町長(小又 勉君) 私からお答えします。

非常にそういう危険な実態というのを改めてわかりました。教育委員会とよく連携をとりながら実態を調べて、でき得る範囲で対応するようにしたいと思います。

- 〇委員長(天間清太郎君) 5番。
- ○委員(田嶋弘一君) 一つだけ思い出してほしいことがあります。それは、坪の国道4 号線沿いにも三十数年前に大きい事故がありました。それから、七戸の今のかんぶん、あ そこでも大きい事故がありました。言わなくてもわかる人はわかると思うのですけれど も、そういう時代の中で、また、新幹線が来る中で、交通量が多い地域になると思いま す。だからこそ私は、今のうちに通学路の街灯なり、スクールバスの件についてはもう1 回論議していただきたいという話です。

終わります。

〇委員長(天間清太郎君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分 再開 午前11時22分

- ○委員長(天間清太郎君) 休憩を取り消し会議を開きます。
 - 8 9 ページから 9 5 ページまでの第 5 項社会教育費について、発言を許します。 1 2 番。
- **〇委員(松本祐一君)** 93ページの高山 美術作品購入費420万円についてお尋ねします。

生誕100周年ということの事業みたいですけれども、先般、ひばり館長さんの東奥賞ということで、親子2代で東奥賞を受賞したということで祝賀会がありました。本当におめでとうございました。

そういうわけで、絵画 2 点買うわけですが、作品名「山の彼方に」と「夜明けの静物」、1 点幾らの金額なのか、また、購入先はどこなのかお知らせいただければと思います。

- 〇委員長(天間清太郎君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(楠 章君) ただいまの御質問にお答えいたします。

「山の彼方に」と「夜明けの静物」ですけれども、1点200万円が2作品ということでございまして、1点については、青森県内の画廊が所有していると。あと1点については、県外の画廊が所有しているというところでございます。

以上です。

〇委員長(天間清太郎君) 12番。

○委員(松本祐一君) 平成17年の美術年鑑によれば、1号あたり、はがき台ぐらいのが、美術年鑑ですけれども、号当たり45万円なのです。そうすれば、1号当たり7万円弱と、だからすごく、私に言わせればすごくいい買い物だと、安い買い物だと、そのように感じております。オークションであれば、さらに10%の手数料を取られますので、40万円取られないで済んだので、すごくいい、生誕100周年にはふさわしい買い物だったなと、そのように思っております。

そういうわけで、今や高山宇一記念美術館は、私は県の美術館よりも学術・文化の発信地になっていると思うのです。逆に、ひばり館長さんのおかげで、そういう意味で、全国に散らばっている作品をぜひ積み立てて買っていただきたい、収蔵してほしい、そのように要望しておきます。

○委員長(天間清太郎君) 要望ですね。

ありませんか。2番。

○委員(佐々木寿夫君) 94ページ、文化財保護費、7賃金というところで、史跡等総合整備活用推進作業員賃金174万円というふうになっていますが、ここの史跡等整備のこの史跡はどこの史跡を指すのかお伺いしたいと。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(楠 章君)** ただいまの御質問にお答えいたします。

ここの史跡については、七戸城跡でございます。その中でも、この金額については、貝ノ口から北館へ抜けるところの、北館の北側になりますけれども、のり面等がまだ自然のままといいますか、手つかずのままでいると。

それから、ここは湿地帯でもありまして、水路等があるのですけれども、それらも埋まった状態といいますか、そういうふうな状態になっているものですから、ここは、天王のツツジを見てから、北の貝ノ口のほうへ入っていただいて、花菖蒲園等を見ていただいて、北館のほうへ抜けるようなコースを整備したいということで、貝ノ口と北館ののり面の整備に向けたいということで計画してございます。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- **〇委員(田島政義君)** 91ページ、19節分館補助金253万円についてですが、先ほど11分館の管理維持費ですか。

それともう一つ、今度、行政連絡員が出てくるのですが、この行政連絡員の場合は、3 0ページ、総務費のところに、これは関連ですから、これは三百三十何万円ですが、これ は、旧七戸・旧天間の行政連絡員の手当ですか。

それと、分館。

もう一つ、中央公民館のほうには、通信カラオケの使用料がある。七戸の南公民館のほ うにはない。通信カラオケ、これはなぜ片方はあって片方はないのか、それもお聞かせく ださい。

- 〇委員長(天間清太郎君) 中央公民館長。
- ○中央公民館長(二ツ森政人君) 14番委員へお答えいたします。

まず、1点目の分館運営費補助金253万円ですけれども、これは、11分館あって、 1分館に23万円の補助金を出すものであります。これについては、分館の運営費等です。

順番が違って、二つ目の通信カラオケについて御説明いたします。

公民館のほう、まず、公民館を利用する人が2月末現在で2万3,377名ございます。この中で、全部とは申しませんが、学校の卒業式が終わっての謝恩会とか、さまざまの会議等で、公民館にカラオケがあったほうがよいということで、これを備えております。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 総務課長。
- ○総務課長(藤賀慶二君) 田島委員の質問にお答えいたします。

総務費に載っております行政連絡員の報酬に関しては、いわゆる七戸地区であれば町内 会長、それから、天間林地区であれば町会長さん方に、行政連絡員として委嘱しておりま して、それに対する手当でございます。

それで、現在、両方合わせて127町内会、常会があります。これに関しては、均等割として単価6,000円、それから、世帯割として、各常会の世帯数に単価450円を掛けて、報酬として毎年、年1回支払っているというものでございます。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- **○委員(田島政義君)** 行政連絡員の旧七戸の場合の町内会が127ということは、天間 のほうの常会はどのぐらいあるのですか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 総務課長。
- ○総務課長(藤賀慶二君) 天間地区におきましては、今年度途中に常会数がふえたところがありまして、全部で83常会あります。七戸は44だったと思っていました。
 以上です。
- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- ○委員(田島政義君) 今のとおり行政連絡員、七戸は分館が必要だから、学校、分館のあり方について問題があって、旧七戸では分館条例を廃止したと。今度また条例が復活した。旧天間は、今のとおり11分館、1分館に23万円くれている。今度またここで出てきますが、南公民館のところで、今度は七戸も分館運営費補助金92万円というのが出てくるわけです。今まで七戸の場合は92万円というのはなかったわけです。

ですから、こうやっていくと、分館が学区で今まで天間の場合はあった。七戸の場合は 廃止して、復活ですから。ただ、不公平があるわけです。町の中では、分館なんていうの は、七戸の場合はつくれないのです。であれば、今までは生活改善センターにそれぞれ補助金を出しながら町内会も運営させながらやっていました。旧七戸だってほとんど辺地債でつくっていますから、みんな向こうのほうにあって、町の中には、自分のところの町内会で持っている集会所しかないと、建てる補助金も70万円ですか、60万円ですか、そのくらいしか来ない。

そうすると、各町内会が、行政連絡員の手当は、町内によっては会長はそのまま町内会に出しているところもあるし、いただいて、後で返す場合もあるし、その辺は非常に、同じ町民でありながら分館が、今まで天間みたいにきちっと分館でも維持できているところはまだ楽なのです、やり方としては。七戸の場合は、今度やるといっても二つか三つしかできない。そういう場合、七戸の分館の92万円は、どことどこが分館になるのか、そこを教えていただきたい。

それから、もし通信カラオケがよければ、天間ばかりでなく、七戸でも歌を歌う人がいるから、 $2 \pi 4$,000円であれば七戸もつけてもらったほうがいい。今は、公民館を使って、年とった人ものどの、ストレス発散に公民館に行って歌うかもわからないから、スナックに行けば高いから、200円取られるから。そういうことで、やはり片方について片方につかないというのもおかしいし、それはつけてもらったほうがいいし、 $2 \pi 4$,000円ですから、その辺を考慮していただきたい。

今の七戸のほうの分館のそれをちょっと教えてください。

- 〇委員長(天間清太郎君) 南公園館長。
- **○南公民館長(千葉岩男君)** 14番委員にお答えいたします。

七戸南公民館の分館といたしまして、倉岡川目地区、それから野々上地区、それから上 川目地区の3カ所を予定してございます。

そこで、四つを対象にしておりましたけれども、1カ所の作田川目地区においては、今年度は見送りまして、来年度からつくっていきたいという話を伺ってございます。

以上でございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- **〇委員(田島政義君)** そうすれば、これからも、仮に町内会連合会のほうでお話をして、施設がなくても、仮に東大町が大池と組むとか、それで申請すると補助金をもらえるわけですね。その確認をしておきたいのです。
- 〇委員長(天間清太郎君) 南公民館長。
- 〇南公民館長(千葉岩男君) お答えいたします。

私個人といたしましては、七戸町は、城の跡を中心に市街地が形成されてございますので、そこの人口が約63%を占めてございます。旧七戸の人口の63%を占めてございます。そういうことで、あとの37%、これは、今申し上げました川目に小集落が散在しているということから、この63%の地域の方々は南公民館の施設で生涯学習を賄う、賄いたいと考えてございます。

〇委員長(天間清太郎君) 14番。

○委員(田島政義君) それだとおかしいのではないですか。人口が密集して、南公民館が、七戸の中央公民館、そこにみんな行けと言ったって、あの狭いところで、それでなくても利用率がすごい利用率です。いつ使えますか、あいていることほとんどないでしょう。だから、私の言うのは、川目でよいと言っても、今、分館を復活するのだから、何も、それをそう言ったらそっちでやろうとしたら、別に天間なんて11分館あるわけですから、学校とか関係ないのであれば、昔は学校関係のあれで、教育委員会のほうのあれで、分館というのがあったわけです、公民館の。今は、分館と、学校はみんな統合して、学校あるわけではないでしょう。集会所そのものを分館にするのですか。集会所の持たない町内は、いつまでも南公民館へ行きなさいと。自分が使いたいときには使えないと。補助金はもらえない。23万円もらえますから、魅力あるのです、町内会においては、つくれば。その辺どうなのですか。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

〇町長(福士孝衛君) それでは、私からお答えを申し上げます。

田島委員のおっしゃることも理解できないわけでありますが、このそもそもの発想は、七戸町に、それぞれの小学校に分館があったわけであります。そのころは4万円ずつ活動費としてくれたわけですけれども、学校統合によって、それが消滅したと、廃止したという経緯があります。そういうことで、それぞれの学校のあった地域で、先ほど申し上げました四川目ですけれども、それぞれで非常に合併のときから、学校がなくなると核がなくなる、大変だということで、大変な抵抗を感じたわけですけれども、それらについても、交流センターを置くとか、そういう感じでいろいろ説得しながら、不便にならないように、交流が疎遠にならないようにしていくという感じで合併をさせていただいてきたわけであります。

そういうことで、今まであったものを勘案しながら、今のそれぞれの川目の状況を見ながら、やはり交流が非常に疎遠になっていると、これでは地域としてのまとまりが非常に少ないと、そういう意味で、地域のそれぞれの、今、中山間地帯になるわけですけれども、非常にそういうところは限界集落等になるような可能性もあるということで、できるだけそこに一つの魅力にするための公民館活動をしていただきたいということ等もありますと同時に、天間林の分館は、それぞれ学校区に、全部とは言いませんけれども、学校区に一つずつ分館があるわけです。それに合わせて、では、統一したものに、ある意味では均衡のとれたものにして、本当に中山間の大変なところを活性化させて、町全体の活力をはぐくんでいこうと、そういう趣旨であります。

だから今までもずっと何十年も分館が継続して、それなりの事業をしてきたということ。そして、それが合併によって消滅したと。そして、今の状況を見て、こちらのほうの旧天間林村には学校単位の分館がある。だから、大変な状況の中の、今の七戸の川目の状況を見て、そういうものを復活させて、そこにまた一つのコミュニティーをつくっていこ

うと、そういう形ですので、御理解をいただきたいと思います。

〇委員長(天間清太郎君) 14番。

○委員(田島政義君) 私は逆だと思っています、町長が言うのと。地域の、今言った分館のあるところは、本当に親戚、いとこ、はとこできちっとしています。仮に、東大町見てください。町の町営住宅に入って、町内会に入りなさいと言ったって入らない人いっぱいいます。250世帯あったって、入っているのは60か70人は入らないわけですから、町内会に。特に若い世代はほとんど、子供がいる家庭はまだいいです。お祭りに出たければ、入らなければ困るから、町内会費払います。全く入らない人もいっぱいいます。だからこそ、特に若い、まして、サラリーマンで転勤族は一切入りません。そういう地域なんて、まとめようとしても、だから、私、魅力のあるというのは、仮に大池のほうにもいろいろな施設が建つ、東大町の端にも建つ運輸機構なんかでも来ているとかというと。

やっぱり何かの形で集まったときにお金がない、町内会では。ですから、そういうお金が魅力があるから、逆に町の中こそ今一致団結しなければならない。みんなばらばらですから。地域のほうは、かえって川目のほうは運動会とわかるわけです。きちっと連絡とってやっています、努力もしているから。町は、努力しようとしたって、若い世代は、勤め人がいると、夕方の会議でも出てこないし、班長になれば仕方ない、来なければ困るからということで来るけれども、なかなかふだんの集まりも、町内会の集まりでさえ、一生懸命お願いして班長が歩いたって、人任せですから、町の中はそうです。都会と同じですから。

だからこそ、もしやるのであれば、私は、3町内会かまとまったら、今みたいな町の考え方で、町内会そのものもそういうふうになれば、そういう手当をあげますと言ったら、もっと積極的に私はもっと団結できると思うのです。

だから、要らなくなって廃止したものをまた復活した、七戸の場合は、もういいのだと、これは。だからいろいろな施設を建てたでしょう。使っていない施設いっぱいあるでしょう。そうではないですか、全部使っていますか、均等に。障子が破れたり、畳がふやけたり、旧七戸の生活改善センター、みんな見て歩いたでしょう、議会のときに。私は選挙であなたに負けたから、2年間いない間にいろいろ変わっていますけれども、だから私は、特に町内会を見て、町内の中はもっといろいろな意味で、今、天間のほうから、町民運動会をやりましょうという方もあるのです。だけれども、今、町内会連合会では、子供たちと連絡とれないからやめましょうと。町民運動会やれと言ったら、今言った川目の4分館はすぐかかります。町の中はどうやりますかと、なかなか至難のわざです。一たん廃止していますから。でも、天間側から、やっぱり町民運動会やりましょうと言われれば、何かの形で、一つの体協としても動かなければいけないでしょうということでやるのですが、今言った、そういう何かの形の中で、2町内ないし3町内のまとまりをやるためにもいいですよというので、町が手を差し伸べて、本当に全七戸地区で町民対象のものをやるのであれば、私はただ、川目が大変なのではなくて、川目のほうはちゃんとなっている、

いつでも対応できます。

ですから私は、そういうのであれば、63%は南公民館でいいのだという発想でなくて、それをさらに細かくてもいいです。もうちょっと大ざっぱに、昔の中央だとか、七戸神社なかったからわからないのですが、何か公民館で、北門とか南門とか中央で分けていたというのであれば、そんな形でも、分館が復活するのであれば私はそういうふうにしてほしいと、それできますか、できませんか、その辺、どっちですか。

- 〇委員長(天間清太郎君) 町長。
- 〇町長(福士孝衛君) お答えを申し上げます。

非常に公平にやろうという意欲が感じられるわけですけれども、東大町は本館があるのです、公民館本館が、南公民館というれっきとした、職員が何人もいる公民館があるわけです。それを利用すれば十分何でもできるということです。

それからもう1点は、今まであるところにあったものが、合併という大変な痛みを感じさせて、そこでばらばらになる、核がなくなる、ばらばらになる、大変大変だというのを、何とかしてしっかり、そうならないように対応しますから合併に賛成してくださいということで合併をさせているわけです。

そういうこともあって、そのときの状況を判断すると、今の状況では、このままだと本当にこの地域がばらばらになるし、滅んでしまうという考え方も我々は持っているわけです。だから、そういうところにしっかりしたコミュニティーをということで、分館をつくって、その分館を中心にしてコミュニティーを盛んにし、しかもそれが活力につながっていくと、そういうことを願って、今回、4カ所ということで、それぞれ学校に合ったものを復活させて、今までのように活動させて、それ以上に充実したものにしていって、その地域を立派なものにしていくと、そのことが町に大きな活力を生み出すという、そういう願いですので、とりあえずはこれでひとつ何とか御理解いただきたいと。

- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- ○委員(田島政義君) 町長は、東大町は本館があると言っていますが、私さっき言っているのです。そんな簡単に、きょう役員会あります、集まりましょうと、集まれる場所があいていないのです、込んでいて。あなたが言うように簡単に、いついつやりましょうと、きょう、春の清掃の集まりがあって、各班長を集めましょうと。うちは霊園の管理棟を借りています、東大町は。生活改善へ行って。墓所でやっています、会議は。公民館はあいていないのです。あなたが実情を知らな過ぎる、それだと、町内会の。それだけです。
- ○委員長(天間清太郎君) ありませんか。11番。
- **○委員(川村三十三君)** 町長は大変公民館に詳しいようですから、町長にお尋ねします。23万円の補助金の根拠は何なのですか。

町長からお聞きしようと思ったのですが、分館に対する23万円の交付金といいますか、補助金といいますか、何に基づいてこの金額が設定されているのですか。

- 〇委員長(天間清太郎君) 中央公民館長。
- 〇中央公民館長(二ツ森政人君) それでは、お答えします。

まず、23万円の根拠ですけれども、当然、分館長、主事、それから、その他もろもろの分館運営審議会等がございます。一応、分館長については、年間3万円の手当を当ててやっていただいております。それから、主事については2万円ぐらいで、もろもろで8万円が手当になっております。これは、このとおりではありませんけれども、多少の誤差がございますが、一応そういうふうになっております。

それからあと、各種行事に5万円、あとは、生涯学習等に残りが使われるようになって おります。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 南公民館長。
- ○南公民館長(千葉岩男君) お答えいたします。

南公民館として、今回計上いたしました23万円については、天間地区の11分館と同額という数字を載せていただいております。

以上でございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- ○委員(川村三十三君) 私の聞き方が悪いのですね。何を根拠にしてこれを出すかということは、どんな法律があるのかと、私、そう言えばよかったですね。公民館法ですから、恐らく公民館の分館経営に関する法律もあろうかと思うのですが、そういうように分館法に基づいてやったというのであれば、分館法に基づいた分館の経営があるはずでございます。分館の経営には最低これこれが必要だということを、南公民館長、ひとつお答えいただけますか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 南公民館長。
- ○南公民館長(千葉岩男君) お答えいたします。

分館の役割といたしまして、社会教育法では、公民館事業を運営する上で、必要がある ときは分館を設けることができると規定してございます。

ここで言う分館とは、条例等で、町の公民館の分館として定め、市町村によって維持管理されるものを意味します。言うまでもなく、公民館の分身である分館は、町の生涯学習、まちづくり、社会教育の目標達成のための教育機関と認識してございます。

事業の内容につきましては、地域の生活に根差した事業、大まかなところで申し上げますが、子供のための事業や住民の教養を高める事業、地域の和をつくる事業。

簡単でございますが、以上でございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- **○委員(川村三十三君)** 少しわかったのですが、そういたしますと、各分館には、それ ぞれ分館運営審議委員会ございますよね。分館長もいる、主事もいるわけですから、そう いたしますと、各分館ごとで、年間の分館経営といいますか、分館の行事表といいます

か、行事計画といいますか、そういうようなものはきちっとつくられてあるはずだと思う のですが、それは公民館に吸収されてあると思うのだが、現にそういう資料ございます か。

- **〇委員長(天間清太郎君)** 中央公民館長。
- 〇中央公民館長(二ツ森政人君) それは当然ございます。
- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- **〇委員(川村三十三君)** そういうように立派に運営されているということを聞いて安心 いたしました。

そこで、それ以外に、例えば分館に所属する会員等から特別な会費等を徴収するという ことはございませんか。

- 〇委員長(天間清太郎君) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(二ツ森政人君)** それはございます。ただ、当然、今おっしゃっているのが、各集会所兼分館だと思っていることと思います。当然、分館は分館で、そこの学区の集会施設は施設でまた別個なものでございます。
- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- **○委員(川村三十三君)** 分館そのものの建物は役場のものですよね、これは当然ですね。したがって、そこで、その会員の中からさらに会費等を徴収するということは、私は分館としてあり得ないと思うのですが、もしそうだとすれば、それは別な名義であって、また、そこで何か他団体が会合をやって、そこから使用料を取るという場合においても、これは分館の収入ではなくて、やはり公金として役場に納入すべきだと思うのですが、今までそういうようなことがなされておりましたか。

そこで、三十数年来の天間林の分館方式というのは私もわかります。私もここの村でやっていたときの統廃合でございますから、その地域に精神的な過去を残すということに対しては私は認めるのですが、それが、三十数年経ている今日において、分館は私たちの経営なのだというような意識があるとすれば、これは間違ったものではなかろうかと思うのです。あくまでも中央の公民館があって、その中央公民館が受け持てない分について分館が補強する、補てんしていく、そういうようなものが分館のあるべき姿であるわけですが、今日みたいにさまざまなことをやって集金をしながらも、その集金は分館独自で使えるということになると、これは大変なことになると思うのです。

監査委員にお聞きしたいのですが、監査委員、よろしいですか。そういうような、私は公金の使い方については極めて厳しく、そしてまた、この分館の歴史をさらに発展させようとするならば、町長、これは指定管理者制度にしたほうが、どうでしょうかと私は思うのです、今後。今のような状態を、いつかは、監査が入った場合にどうなるのかということを危惧するから私はそう思う。補助金出すなら出してもいい。それを使って、その学区の人たちが一つにまとまって何でもやってちょうだいというようなことは私はいいと思う。しかし、今の分館法からいきますと、お金をもらって、その金を分館で使うというこ

とは、私は違法だと思うのです。そういう点について、監査委員からもお尋ねしたいし、 現にそういうようなことがないかどうかも2人の館長からお聞きしたい。

それから、指定管理者制度については、町長はどう思うのかということです。

- 〇委員長(天間清太郎君) 監査委員。
- ○監査委員(新館昭子君) お答えいたします。

私も分館があることは、監査をして見ております。ただ、今言われれば、ただ漠然と見たというような形なのですから、今後、監査のときに見まして、それをお答えしていきたいと思っております。

- 〇委員長(天間清太郎君) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(二ツ森政人君)** 実質的には、本来であれば分館と集会所なりコミュニティセンターは別個なものであります。これは先ほども言いましたけれども、ただ、地区の中には、当然、集会所の管理者、あるところはうちのほうで補助金を出している、23万円でございますが、要するに、地区で集会所を管理するに、だれもない、したがって、分館の委員に集会所の管理もお願いしているところも多々あります。

そういうところでは、当然、1個当たり1,500円とか、それは集会所の利用料、1,000円は集会所の使用料、また、500円は分館のほうにというところはございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 南公民館長。
- ○南公民館長(千葉岩男君) お答えいたします。

分館費として、地域、地区の方々から会費を徴収していると伺ってございます。 しかし、このことは、公民館の分館管理運営上、普通ではないと判断するものです。 以上でございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 副町長。
- **〇副町長(小又 勉君)** 指定管理の関係でお答えいたします。

長年、分館に管理委託してやってきました。やはり今の時代になって、実は若干の問題がありまして、今、指定管理者制度に移行するための準備をして、しかるべき、実はいろいる今、準備段階で、早いうちにそういった方向にしなければならないということで今進めております。

- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- ○委員 (川村三十三君) 町長、あなたと副町長との答弁は全然違うのだよ。何で田島委員のとき、あなたは手を振り足振りし、こうやって物しゃべるの。そうでなくて、私たちはこういう方向で今、検討中でございますと言えば、それで済むのです。副町長は明快に答えている。今の分館方式では問題があるので検討させてください。指定管理者の方向でと、こう言っている。さっきから、復活したどうしたこうしたと、何も説明になっていないのです。ですから、そういうのは執行部の意思疎通がなされていないというのです。組合だとそう言います。ですから、副町長の答弁でよくわかりました。

私は、分館問題はこれで終わるけれども、まだあるのです。史跡の問題等もあります

し、非常に大事な問題があるので、時間も時間ですから、一時中断するなら中断して、そ こまで質問を保留させてください。

- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- **〇委員(田島政義君)** 副町長がさっき明快に答えたので、つけ加えておきます。町長だと余り、回答がまずいので。

副町長、さっき町長が東大町は立派な本館があると、道ノ上と森ノ上の分館となるのです、そう言えばそう言われるのですよ、わかるでしょう。わかりました。 以上です。

〇委員長(天間清太郎君) ここで、昼食のため休憩いたします。

1時30分まで休憩します。

休憩 午後 0時03分 再開 午後 1時42分

○委員長(天間清太郎君) 休憩を取り消し会議を開きます。

8 9 ページから 9 5 ページまでの第 5 項社会福祉費について、発言を許します。 1 1 番。

○委員(川村三十三君) それでは、御質問申し上げます。

5目の文化施設管理費のところで、これは美術館のことですが、学芸員という方いらっしゃいますよね。この方は身分は一体どうなっているのかということです。これが一つ。 次、次のページへ行きまして、文化財保護費であります。ここのところには、例年でありますと、昨年までは、史跡の中にある住居、住居移転費なるものがあったのですが、ことしはなぜかないです。なぜないのですかという質問でございます。

まずその2点をお伺いしていきます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(楠 章君) それでは、お答えをいたします。

学芸員の身分ということで御質問がございましたけれども、学芸員は、生涯学習課の職員ということになってございます。

ただし、今、町で美術館、鷹山宇一記念美術館を開設してございますけれども、この美術館の中には、町所有の絵画等、それから、見町観音堂さんと小田子不動堂さんから絵馬をお借りして展示・保管してございます。そのため学芸員は、役場所有の美術品並びにお借りしている絵馬の管理・保存に従事しているということでございます。

それから、2点目の、いわゆる城跡の史跡の公有地化の予算が計上されていないということでございますけれども、19年度、北館地区のまだ未公有地化の土地がございましたけれども、これは、19年度で文化庁の補助をいただきまして、これを買収及び移転補償を行いました。これで北館地区については全部公有地化なされたということでございます。

あと、その反対側といいますか、南側にある地区は、まだ15軒ほど残っているわけで

すけれども、ここの地区につきましては、いわゆる城跡のさまざまな、例えば北館とか角館とか宝泉館、さまざま館があるわけですけれども、その利用方法について、今までも協議会なるものを組織して協議してございましたけれども、角館地区につきましては、まだ一括で公有地化するという状況ではございません。意向をお伺いしたところ、まだ残っていたいというふうな方々の意向もあります。ここについては、順次その地区の住民の方々の御意見も参考にさせていただきながら文化庁と、その対応について相談をしながら対応してまいりたいということで、20年度の当初には計上がないということでございます。以上です。

〇委員長(天間清太郎君) 11番。

○委員(川村三十三君) 学芸員というのは、専門の教育を受けてきたし、自分なりにそれぞれ論文を書いてきたと思うのですが、七戸町に学芸員という方は何名おられるのか。なぜかというと、先般、二ツ森貝塚についての、天間林歴史研究会が主催して、二ツ森貝塚遺跡についての世界遺産に向けての、県のほうから専門員を呼んで講演会があったわけです。そういうことともあわせて、私は今、関連して聞くわけですが、町長、この間、町長の前に私は世界遺産について話をしたのですが、町長はその後、世界遺産についてはちゃんとやっているのだということですが、やっていたらちゃんと教えればよかったのに、わからないですね。

しかし、この間のは不明瞭なのです、県教委がやったのかというと、そうではない。天間林の歴史研究会みたいなのがやって、そして、ここの二ツ森遺跡も世界遺産に指定されるように申請していますということだった。

私はそれに絡んで、では、町として、町民としてどう対応すればいいのかということを聞いても、岡田室長は、認識していただければと、たったそれだけ。町民が二ツ森貝塚があるということを認識すればそれでいいのかなと、これについては、課長からお尋ねしたい。認識でいいのですかと、学芸員との関係で。

次に、移転のことについては、これから文化庁と話をすると。ゼロということはないでしょう。昨年までずっと連綿として、史跡内にある住居が移転したのに、まだ残りたいという人、早く行きたいということもあるのです。早く行きたいと、行きたいけれども、町がどうもしてくれないと、直したいというのに、直されないと言うのです。その辺が課長との違いがあります。

先ほども、午前中、私が聞いたのは、いわゆる継続した事業については、早期に解決を していきたいという町長の所信表明でありました。北館の館建築については、長年にわた る七戸町の悲願でもあったのです。一時決まったでしょう。決まったのです。1週間なく してひっくり返って、やめたと言ったでしょう。

その前にもありました。貝ノ口遺跡を発掘したときに、あれは、小平さんの田屋でありましたけれども、あれに公民館を建てるという、だから発掘調査をしたらすばらしい遺構遺跡が出てきた。しかし、現在の福士町長は、あそこに公民館を建てたいと言って一生懸

命頑張りました。私は、七戸の史跡を保存する上において、非常に大切な本丸との連携があるからやめたほうがいいというので、さまざまなところにお願いして、文化庁へも行きました。青森の文化会にも行きました。それでも町長はやりたくて、七戸町の文化財保護委員会の会長でもある森田稔先生までも引っ張り出して文化会へ行きました。

しかし、その際に町長はびしっと言われた。私はあれが頭に残るわけです。町長さん、やりたかったらやっていいですよ、これは大事な遺跡なのですよと、しかも、史跡指定の中ですよと、やりたかったらやってください。以後、文化庁は住宅の移転費用は一切出しません。それでもよかったらやってください。こう言われたことを知っているだろうと思う。青森からの帰り、森田稔先生が私にわざわざ、町長車に一緒に乗れと言ったから乗って、るる話をした経緯があります。そして、あきらめた、断念したのです。それが文化庁との一つの接点であり、一つのあつれきを生じたときでもあります。

二つ目は、今の北館であります。決まった、4億円でもって4カ年計画で、来年、再来年あたりには立派な、あそこに館がつくられるはずであったし、同時に、あれが新幹線の開業と同時に、七戸の観光のメーンになったはずであります。それが一夜にしてひっくり返った。

そして、今時、花松の住宅建設に当たっては起債をしてまでもやっている。これも計画性のある住宅団地だから、これはいいわけです。では、七戸の北館は計画性がない、歴史的に何にも裏づけがなかったかというと、そういうことではないでしょう。課長は、その際の今までの経緯についてはなかなか知り得ないと思うので、私が今言いました。

文化庁が移転費用を出さないということ、出さないからこれに盛らなかったのではありませんか。盛られないでしょう、金がないから。文化庁が七戸に対して見切りをつけたのではないかと私は思っている。

そうすると、七戸の城跡は、それは史跡として残るけれども、これは文化遺産の対象にはなり得ない。あくまでも北奥羽・北海道を含めた、城門遺跡だけですから、二ツ森遺跡になる、これが対象になり得るということなのです。ですから、私はそういうことも聞いている。文化庁とのこの関係はどうなっているのかということを私は危惧するのです。その後、教育委員会並びに担当課長は、北館のことについて文化庁と話し合った経緯があるのかどうか、それも含めてお知らせ願えればと思う。

同時に、二ツ森縄文遺跡がこれから文化遺産の対象になるとするならば、それに向けて、前回も言いました、いわゆる発掘書類がきちっと整理されていなければいけないだろうと思うが、私の見るところでは、ここの中央公民館にある資料だけでは私は足りないと思っています。むしろ七戸のさまざまな今まで発掘したものが非常に整理されているのです。ですから、前にも言ったように、文化遺産の指定を受ける際に、中央から諮問があった場合にきちっとした答申ができるかどうかということ、そして、それに絶え得る資料がなければいけない。だから私は学芸員のことも含めて聞いたのであります。

おわかりいただけますか。文化庁との関係はどうなのか。それから、これからの世界遺

産に向けての資料収集並びに整備がどうなのかということであります。

- 〇委員長(天間清太郎君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(楠 章君)** それでは、御質問にお答えします。

まず、学芸員ですけれども、七戸町には、現在のところ生涯学習課に配置されている学 芸員1名のみでございます。

それから、過日、中央公民館で開催されました縄文遺跡の価値を学ぼうと、地域の町民の皆様方に、縄文遺跡というものの価値を認識していただこうということで、この会合は、県内の民間団体でつくっております「青森県の縄文遺跡群世界遺産を目指す会」、任意団体でございますけれども、この会が、この縄文遺跡を世界文化遺産に登録しようというふうな動きが出てから結成されました。この会の目的は、やはり縄文遺跡を抱える県内各市町村の住民の方々に、塚遺跡なものですから、ふだん目に見えて理解をいただくという場面がとても少ないというふうな状況もございまして、この会が先頭になって、県内各地で、うちのほうの中央公民館で開催されたような講演会といいますか、セミナーを開いて、縄文遺跡というのはこうなのですよというふうなものを認識してもらうために開催しているものでございます。これの受け皿になったのが、二ツ森貝塚を抱える旧天間林地区の「天間林歴史勉強会」という任意団体であったというところでございます。

それから、七戸の城跡の公有地化の関係でございますけれども、平成16年3月に、史跡七戸城跡整備基本計画というのが策定されました。この中を見ますと、宝泉館とか角館、北館、貝ノ口と、さまざまな城跡の中には、館の名称等を使った呼び名をしているところがございます。この策定計画の中では、例えば北館はこういうふうなものに整備したほうがよろしいのではないかと。

それから、角館は自然の木が生えているのが多いものですから、そこは、景色を眺める 修景地として整備したほうがいいのではないかなどという、いわゆるこれからの整備の方 針が書かれてございます。

先ほど川村委員さんおっしゃったように、北館に中世の建造物の復元云々も、この計画をベースにして計画されたものというふうに、私この職についてまだ2年目なのですけれども、そういうふうに聞いておりますし、報告書を見るとそういうふうな記載になってございます。

北館地区につきましては、将来的に、そういう整備の方向性が出たものですから、なるべく公有地化をしなければならないということで、年次計画でもって公有地化をしてきたという経緯がございます。19年度で北館地区につきましては、すべて公有地化がなされたというところでございます。

今後につきましては、北館地区をどういうふうに、計画どおりに整備して、それから、 残っている角館地区に移るというふうな計画でございます。

先ほど、計画でいくと、5カ年で4億円余りの事業費を投じてという計画でございましたけれども、この計画が財政上の理由がございまして、中断といいますか、一時足踏みの

状態になってございます。私どもでは、文化庁のほうからは、毎年さまざまな事業について要望をとるという状況がございます。第1次が7月、8月ごろ、それから、12月には正規の計画書を見てと、1月から2月にかけて文化庁でヒアリングを行って、4月に採択か不採択かというふうな一連のスケジュールがございますけれども、これは、毎年、文化庁から問い合わせが来てございます。

ですから、私どもが直接文化庁へ出向いて、これこれというふうな相談は今のところはまだしてございませんけれども、文化庁とのかかわり合いはどうかというふうになれば、そういうふうに事業を中断している事情もございますので、県の文化財保護課、それから文化庁と、こういうふうな事務の指導をいただく手順があるのですけれども、その辺は、毎年そういう希望調査があるものの、県のほうではなかなか、しっかりしたものでやってくださいよと。前のようなものは、とてもじゃないけれども、今後は認められませんよというふうな強い指導もいただいておりますので、直接、文化庁に出向いて相談したという事例はございませんけれども、県を通じて、そういうふうな雰囲気があるのかなという思いはしております。

以上です。

○委員長(天間清太郎君) ありませんか。11番。

○委員(川村三十三君) 課長、答弁漏れ、同じことを2回言っているのです。北館のところの移転は終わった。しかし、北館だけではないのですよね、まだ残っているのはたくさんあるわけです。ですから、私は、なぜことしは中断したのかと聞いているのです。今まで、18年あたりは6,000万円ぐらいあったのが、昨年は2,000万円ぐらいですか、ことしはゼロです。ですから、このことは、文化庁とのつながりが切れたのではないのかなと私は危惧するからなのです。その答弁がなかったです。

今、それでも、金があるのかどうか知らないが、城門を建てましたよね、これは町長から聞かなければなりません。

それから、教育委員会のほうから、あの城門は当初からあそこへ建てる予定でしたか と。もう一度聞きます。当初からあそこにああいうようなものを建てる気持ちだったので すか。

町長に聞きます。町長は最後に裁可したと思うので、なぜあそこへ建てたのですか。以上です。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

〇町長(福士孝衛君) いろいろ御意見をいただきました。また、いろいろ行政の手違い等を指摘されました。いろいろ結果はそういうことですけれども、やはりそこまで至る段階もありましたし、そして、それをいかにして克服するかということで努力したということが認められなかったなということで、非常に私としては残念に思っているところであります。

また、ないないと言いながら、あそこに城門の復元をしたというのは、あれは、前にも

お話ししたとおり、JR東日本文化事業団から助成金をいただいたということであります。それをベースにして、町費も負担をして建てたということであります。およそ800万円ぐらいになるわけですけれども、そういう経緯がございます。

それから、あそこになぜ建てたかということですけれども、いろいろ担当課のほうでは 検討したようであります。そして、あそこが一番ベストだと、そういう結論でした。考え てみますと、あそこは、それぞれ館がたくさんあるのですけれども、そのほぼ中央になる し、またそこから今の菖蒲園とか、そういうもの等も見られると。それからまた、こちら から上がっていくと、今の柏葉城跡にも、姫塚を通って行けるということもあり、また、 貝塚のほうも上がれると、そういう利もあるわけであります。

そういうこと等を考えるとき、やはり町の観光の一つの拠点としては最善かなと、最適 だなという思いで決裁をしました。

以上であります。

- 〇委員長(天間清太郎君) 生涯学習課長、答弁漏れ。
- **○生涯学習課長(楠 章君)** 角館地区の公有地化について、予算が配分されていないということについては、文化庁がだめだというふうな事情ではございません。先ほども言いましたように、平成16年に策定された城跡の整備計画に基づいて、角館地区については、修景用の場所というふうに決められてございますので、私どもとすれば、北館地区を全部公有地化をして、そこの有効利用、成果といいますか、整備した成果のものをつくりまして、その後に角館地区の公有地化を進めたほうがいいのではないかというふうなことで、今の予算の計上になっているということでございまして、私どもが要望して、文化庁に要件が通らなかったということではございません。

以上です。(「答弁漏れ、城門はどこに建てるつもりだったのか」と呼ぶ者あり)

大変失礼しました。今の門と塀の復元については、うちのほうの専門員といいますか、 長い間担当している職員がございますけれども、その職員が今までさまざま発掘の報告書 とか、それから、城跡のさまざまな研究、文献等を見てきてございまして、文献資料に基 づいて、根拠の一つとして、青岩寺の過去帳に、天正10年——1582年まで、旧螺口 に青岩寺があったということが記されており、旧螺口は、現在の貝ノ口に当たると。

そして、もう一つの根拠としては、この場所は、七戸城を守るという観点から見ると、 非常に弱い部分に当たるのだそうです。この場所から簡単に城主がいた北館郭に攻撃され やすいと、そのようなことなどから寺院などの配置を、施設を設けて、七戸城に敵が侵入 しにくくしたというふうなことが考えられるというふうな歴史的及び城の構造的な理由か ら、ここにその当時の、完全にというわけにはまいりませんでしたけれども、門と塀の復 元を行いたいというふうな理由づけが、実行委員会の中で話が出て、門と塀の復元が了承 されたという経緯だということでございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- **〇委員(川村三十三君)** 課長がそういうように読めば、それらしく聞こえる。私が言っ

たのは、初めはどこに建てようとしたのですかと聞いていたのです。初めからあそこですか、貝ノ口ですか。そうではないでしょう。本丸のほうに建てたいと言って、文化庁に行って断られたのでしょう。城のしめ様のあの上に建てたいと思ったけれども、文化庁に、これは中世の史跡でありますから、この城門は建てるわけにはいかないと断られたでしょう。それはあなたに報告がなかったのですか。史跡指定内に建てるのは中世の館でいいと言った。あの城門は天正年間のものだから中世のものではないです。

したがって、史跡内に建てることはまかりならんと言ったから貝ノ口なのです。では、 貝ノ口に青岩寺が建っていたのだもの、史跡の中に建てたでしょう。なぜ史跡の外だと建 てられない。

そして、あそこに書いてあるのは、うそも本当になる、だんだん説明していれば。間違った認識がなっていくと大変になる。最初はそうではないでしょう。あれは天正年間に建てられた城門だということで、それはわかるのです。だけれども、では、史跡に入るかと、本当は史跡の中に建てたいのです。町長、そうでしょう、壁からこっちは史跡ではない。だから、史跡に関係がないから史跡の外へ建てたのです。本来であれば上に上げたかったのでしょう。

ですから、歴史の改ざんということは、そういうところから出てくるのです。ですから、中世の館は建てないから、文化庁だって、何を今さらと。異物は持ってくるなと、私はこう言ったと思う。私も文化庁の役人だったらしゃべります。何で16年からやっていた計画に対して、一夜にして変わるのだと。そういうものは道義的な、関連もない町にこれ以上援助する必要はないと感じたと言ってはいませんけれども、かつての文化庁との交渉を見れば、それが如実にわかるような気がいたします。

ですから、審議というものはそういうものだということです。文化庁だって、16年からずっとかかわってきて、ことしから本格的に着工できるのだと思って、町の執行部も、そうそうたるメンバーが集まって、オーケーと言ったのが一夜にしてひっくり返った。そうすると、役人だものやりますよ。

ですから、課長が今言ったけれども、私たちは要求したけれども、本当は要求したのでしょう、移転費。移転費を要求したけれども、途中でカットされた。副町長は、これからやりたいと言っているけれども、復元には私は相当かかると思う。私の議員の任期中にできるかどうかわかりません。死んでからできるかもしれませんけれども。

しかし、いずれにしても、七戸の新幹線の開業に合わせてという町長の夢も希望も吹っ飛んだわけですから、みずからまいた種ですから仕方がないと言えばそれまでですが。しかし、これは町民にとっての非常に大きな、本当に財産をなくしたようなものです。私は、そういうことを思うと、今の城門つくって、あれでどうのこうのではないのです。あれだって、東北JRのほうから銭こもらって、本当は町がもらったのではなくて、文化振興のためにくれたものですから、それにしか使えないわけだから。国道の松も切ったし、いいあんばいだなと思ってできたというのは、偶然が重なってできたような城門ですよ。

あれ独自でつくれるわけないです。

そういう意味において、歴史認識がきちっとしていれば、私は今ごろ北館に館が、さまざまな郭ができていたと思う。今行ってみて、あの説明書き見たって、今はふたしていますけれども、あれは、春が来れば飛ばされますよ、教育委員会、管理するのに大変だろうと思う。大きな金をかけていながら、ないものを説明するのですから、ここにはこんなのがあったといっても、実際に建ててみればわかった。本当に会議返すも残念ですが、町長から聞きます。何年後に文化庁へ行くのか、あなたの任期中にやるかどうか、ひとつ最後に答弁してください。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

〇町長(福士孝衛君) この件につきましては、何回もいろいろ詳しく答弁をしているはずであります。そのたびにいろいろと御批判をいただいておりますけれども、説明をしているというのは、今、新幹線でも大変財政負担が多いということもあります。それから、そういうことで、いましばらく待ちたいと、そういうことですので、その辺の状況と兼ね合わせながら判断をしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

〇委員長(天間清太郎君) 16番。

〇委員(白石 洋君) ただいまの件のことに、課長の答弁を伺いまして、北館のほうでは、北館地区については用地買収はもう終わったのだと、こういうふうに聞こえたわけですけれども、これでよろしかったかなということと。

それから、課長さんは天間の出身なものですから、ちょっと地理のことでお話ししたいのですが、いわゆる柏葉館のほうから七戸中学校に向かっていく道路の右手に柏葉公園があります。幼稚園過ぎて上がり切ったところから右手のほうの部分については用地の買収が終わっているわけです。

ところが地域の住民の方々には、道路の左手の方々にも、将来的には、ここは遺跡の出る場所だから買収の対象になりますよと、こういう説明をして、その左手の中でも、古和さんだとか、何人かの方々が買収にも応じてきた過去があるのです。

ですから、今言うように、どこでうまくなくなったのか、あるいは右手だけで買収がよくて終わったのかというようなこと等に私も疑問をちょっと持っているものですから、課長の答弁で、それでよろしいのかどうかというようなことをお尋ねをしたいということと。

それからもう一つは、かなり課の職員の方々が努力されて、膨大な遺跡が、資料が出ているわけです。あれも復元するとなれば、かなり時間と、かなりのお金もかかってくるわけです。昨年、西野小中学校へ行って、一部復元したり、いわゆる歴史の足跡を展示している学校のあれなんかを見せていただきまして、すごい努力をしているな、立派なものだなと、これは多くの方々にぜひ見てもらいたいものだなというぐらいの資料館的なものが私はあそこにあるのだなと思っておるのですが、ただ、今、私、話したように、大変な膨大な資料が出ているわけですので、これらについてもどの辺まで、どの程度まで復元や

ら、白い石こうでもとの原形に復するような作業をするというのは大変な努力が必要だと 思うのです。金もかかると思うのです。そういったものについて、見通しとしては、どう いうふうな形の中で今後行こうとしているのかなと、こういうことがありますものですか ら、ひとつこの2点にわたって御説明をいただきたいなと思います。

- 〇委員長(天間清太郎君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(楠 章君)** ただいまの御質問にお答えいたします。

北館地区につきましては、すべて公有地化が終わったということでございます。19年 度で終わったということです。

それで、反対側の角館地区につきましては、自然の今生えている木などを利用した修景地、景観を保つための場所として、今後考えていったほうがいいでしょうという保存計画がございます。ですので、先ほど来お話になっています北館地区に中世の建造物を復元するという、それも計画書の中にあって、その計画書をもとにそういう計画がなされたというふうに思いますけれども、何回も御説明申し上げているとおり、途中で中断といいますか、足踏み状態になったということで、文化庁もそうですけれども、私どもも、まず、北館地区に、いわゆる公有地化等を進め、城跡整備を進めた成果として、5年計画での中世の建造物等を復元するのだという、それをまず実行してから、文化庁にも、これこれこういう成果が出ていますよというふうなものを御説明しながら、今後の城跡整備については、御理解をいただきながら進めてまいりたいと、こういう計画、考え方で現在進めているところでございます。

発掘物の整理といいますか、保存についてなのですけれども、ここ二、三年、例えば個人の家を建てたい、それから、道路拡幅したいので、2年間、やぐら館遺跡の発掘調査もいたしました。限られた職員が発掘に携わらなければならないと、そうすると、報告書の作成までしなければならないというふうな作業が生じてまいります。そうすると、限られた職員ですので、なかなかそちらのほうに手が回らない状況が続いているというのが現実です。

それで、20年度予算——来年度予算も、実は東北電力さんからの依頼がありまして、700万円余りの経費を計上いたしまして、発掘調査をしなければならないという状況もございます。それから、個人で家を建てたいので、例えば史跡の中ではないでしょうかというふうな、そういうのも年に二、三軒あるというふうなことで、それらに立ち会いをしたり、試験的に発掘をしたりという作業が非常にこのところ出てきております。これは、史跡の中にそういうものを建てるときは、役場のほうへお知らせくださいというPRもしている、その効果もあるかもしれませんけれども、そういうふうなことで、なかなか今まで発掘した資料を完成品としてつくるだけの余裕が今のところはないと、できていないというところで、これも大変残念なことでありますけれども、ただ、1年いっぱいフルに発掘に携わるということでもないので、その辺は、時間を見つけ、調整しながら、少しでも目に見えた形で、町民の皆さん、またはおいでになるお客様に見ていただけるように努力

してまいりたいと思っております。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 16番。
- **〇委員(白石 洋君)** そういうことになると、道路の左側に関するほうについての買収については、今後も続けていきたいというふうに私は感じたのですが、それでいいのですね。

これはどうなのですか、また引き続き、予算的には一般財源ではなくて、あくまでも文化庁にお願いをしてやっていくようになるのかどうか。あそこだって面積にすれば結構あるわけですから、大変な金になるだろうと思いますが、その辺あたりはどうなのか、お尋ねをしたいと。

それから、副町長さんにお尋ねをしたいのですが、今、課長、答弁されたように、かなり膨大な資料、恐らくごらんになったと思いますけれども、あれだけを、どの程度までやるのかは別としましても、それなりの時間、それなりの経費もかかるわけですので、かといって、あのまま倉庫みたいなところに置いているような感じなものですから、湿度とか温度の管理とか、いろいろなこと等も出てくるわけでありますので、余り長い間放置もできないのではないかというような感じもするわけですので、金はないながらも、1年に少しずつでもいいから、全くがちっと切ってしまわないで、ある程度そういう方向に幾らかずつでもやっていかないとまずいのではないかという気がするものですから、何年かに分けても予算を配分していく必要があるのではないかと私感じるのですが、その辺あたりはいかがですか。

- **〇委員長(天間清太郎君)** 生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(楠 章君) ただいまの御質問にお答えいたします。

いわゆる反対側というと、角館地区ということになりますけれども、角館地区の方々にも、北館の事業計画が足踏み状態になったという経緯もございまして、2回ほど住民の方々に御参集をいただいて説明会、お話し合いをさせていただきました。その中で、いわゆる公有地化については、全部一気にというふうな計画はとてもこれは無理ですし、そこにお住まいの住民の方々も、まだ当分の間はこのままでという意向をお持ちの方もございました。

それらを参考にしながら、ただ、どうしても事情によって、何とかならないかというふうなものについては、急に出されて、さあ今すぐというふうな状況には、いわゆる国庫補助事業を使うとなれば、最低でも1年以上前からそういう準備が必要でございますので、その辺も住民の方々にこちらのほうからお知らせをしながら今まで来ているという状況です。

そのほかにも、住民の方々からはさまざま御要望をいただいたり、相談をいただいたりということで、このやりとりといいますか、そういうふうな住民の方々の相談に応じることは、今後も継続して実施していきたいというふうに考えてございます。

当然、用地の公有地化については、文化庁の補助がなければ、丸々町単費でというわけにはいかない、金額が大きくなるものですから、補助事業を活用して実施しなければならないというふうに思っています。

- 〇委員長(天間清太郎君) 副町長。
- 〇副町長(小又 勉君) お答えいたします。

いろいろな事業でといいますか、補助とか、今も生涯学習課長が言っていましたけれども、いわゆる東北電力の工事があると、電力さんの予算で依頼を受けてやると。本来は、その予算の中で整理まで本来はすべきなのです。そういうことで作業をしていますけれども、いかんせん、場所によっては相当出ると、整理し切れないと。それが、おっしゃるとおり、実はたくさんたまっている状況です。

ですから、これらについても、非常に貴重なものもありますし、予算の許す範囲である 程度整理というのは、これは途切れることなく進めるようにしていきたいというふうに 思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

〇委員長(天間清太郎君) 次に、95ページから98ページまでの第6項保健体育費について、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(天間清太郎君) 次に、98ページから第11款災害復旧費から101ページ、14款予備費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 以上で、歳出の質疑は終わります。

次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

14番。

- ○委員(田島政義君) まず第1点、どこに隠れたかわからないのですが、今まで教育委員会のほうで、夢創会で予算を出していたわけです。今回ずっと見てもない。恐らくこれは文化協会のほうに出したのか、今まで我々も文化協会にいろいろな、天間のみよこ太鼓にしろ、うちの八甲田太鼓でも八甲田吹奏楽団でも、入っても1万円もらって、会費3,000円なのです。練習場所も我々はなかなか吹奏楽団は使えないし、そういう中で、文化協会、我々が入ることによって、各団体に1万円、旧七戸の場合は1万円しかもらえない団体が多くて、一つの団体に28万円も26万円、前は四十何万円もくれている。質問すると、私は文化協会に入ったほうがいいのではないかと言ったら、ああでもないこうでもないと言いながら予算書には、恐らく文化協会に入ったのかなと思うので、まず、そのほうになっているのかどうか、そこを一つだけ先に。
- 〇委員長(天間清太郎君) 中央公民館長。
- **〇中央公民館長(二ツ森政人君)** お答えします。 田島委員おっしゃるとおりでございます。
- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。

○委員(田島政義君) これは、旧天間の議員と言うとしかられますが、天間でもなかなかないものを副町長が村長時代につくったのだから、これだけは何とかしてくれと。そうやると、今の町長から太鼓だって1,000万円も出して買ってもらって、一生懸命頑張ってやっている、それはいいのかと。さっきの公民館のカラオケ片一方にあって、カラオケ片一方にないと同じで、そういうのがあれですから。やはりもう1回、文化協会のほうに委託するのであれば、やはり予算のつけ方、やっぱり一生懸命やっている団体いっぱいある、天王の神楽だった子供たちに教えて残さなければいけない。二ツ森の神楽だって一生懸命、七戸来てやってくれるとか、そういうのも一つだけにずば抜けた補助金を出すのではなくて、やはり平等に、頑張れということでやるのであれば、その辺を考慮していただきたいと。財政課長、よろしくお願いしたいと。

それからもう一つ、商工費のほうで話していましたけれども、これ私のほうで資料全部あるのですが、補助金をためていれば返してもらうというけれども、今まで使ったものはしようがないですが、予算をやるときに各課は、各団体の予算書というのをもらうでしょう。普通、商工会というのは営利団体ではない。予算つければ残るというのはないので。これはあなたにあげますから、決算書をまず見てください、両方の商工会の。片方は家賃払っています、町に。片方は家賃ただです。

これはすごく、町長も副町長も、平等にいきましょう、頑張りましょうと言うけれども、一つの団体が不合理な点いっぱいあるのです。片方は8万幾ら払っています、町に。 片方は8万3,000円、これはただです。ですから、財調も、うちは皆から集めた会館 建設の900万円というのは、直して直して400万円程度しかないのですが、片一方 は、財政調整基金なんて450万円も何ぼもありますから、そういうところに普通、補助 金というのはまず考えられないと。

ですから、今までのことはいいですから、やはり本来であれば、こういうのも考慮しなければならないというのは私はあると思うのです。やはり片方、家賃は払いなさい、片方はいいです。片方はお金を持って、合併しましょうと。どういうわけか合併しない。旧天間と旧七戸が合併したときに、なに七戸は金がないのにと、同じ商工会はそんなに銭こためる団体ではないのです。財調を持っているなんていうのは普通おかしいですから。だから、町長が言ったように、営利団体にいろいろな補助金は出さないと、商工会は営利団体ではない、商店会は営利団体ですから、そういう部分もありますので、その辺もう一度考慮してやっていただきたいと。後で資料、あなたとればわかるはずですから。

その辺何とか、文化協会のほうも、その辺の各種団体いっぱいいます。神楽でも何でも、そういうのも子供たちに承継するのであれば、1万円もらっては承継にならないのです。みんな自分たちでお金を出し合ってやっています。特に太鼓の場合なんか、前も言いましたけれども、皮を張りかえすると100万円単位です。全部自分たちの活動した中のお金を、謝礼もらって、仮に町へ行くと1万円か2万円もらうと、車借りて行って、弁当もらってきても、御苦労さまでしたと、赤字です。でも、町のためには我々団体も、少な

い金でもいろいろなところにみんな出ているのです。ですから、その辺も考慮して、私は、野々上の駒踊りなんかだんだん活動がなくなっていますから、もう1回、活を入れて、やっぱり野々上の駒踊りも新幹線来る前には、金があれば私は一生懸命やると、せっかく駒踊り伝承館というのをつくってあるわけですから、そういうのも私はもうちょっと考慮しながら、みんなが動けるように配慮してほしい。要望です。

- ○委員長(天間清太郎君) ありませんか。 8番。
- **〇委員(三上正二君)** 12ページ、2目の、要する奥羽牧場のことです。きのう、後で報告されたものですから、きょうは全般で聞きますけれども、農林省の、要するに奥羽牧場の場合は1万平米が課税の対象になって、55万5,000円だと。住宅が4,333平米で25万8,500円、面積的にだけれども、実際この場合、奥羽の場合でも、建物だと思うのだけれども、課税になっているのは何なのか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 税務課長。
- ○税務課長(天間 勤君) 三上委員にお答えいたします。

課税というわけではないのです。交付金という形で国のほうから配分されて来ているわけです。ほとんどが住宅地とか、そういうのに交付金対象になって来ている状況です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 8番。
- **○委員(三上正二君)** 住宅なのか建物なのか、住宅と数えれば、獣疫のほうに住宅というのは何軒あるかな。例えば事務所とかそういうのは、どういう査定で課税になっているのか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 税務課長。
- **○税務課長(天間 勤君)** 事務所は対象外になっています。住宅とかそういうところだけが対象になっております。事務所は対象になっていないと理解していました。
- 〇委員長(天間清太郎君) 8番。
- **○委員(三上正二君)** 町長、これはどういうのか、例えば課税するということでないので、交付金だから、向こうで好き勝手に決めてよこしていると思うのだけれども、ただ、農地とか牧草地であれば私も理解できたとしても、奥羽の牧場であれば馬屋から何から事務所から、半端でない建物がある。そうなれば、これ何とかして、農地だけで千二百何町歩ある中で、55万円はないと思うのだけれども、少し何とか交渉する余地はないものだろうか、どういうものだろうか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 税務課長。
- **〇税務課長(天間 勤君)** 要は、事業の用に供しないところが対象でございますので、 農地とかそういうところは対象外になります。
- 〇委員長(天間清太郎君) 町長。
- 〇町長(福士孝衛君) お答えをいたします。

三上委員のおっしゃるとおりだと私も思っております。常々、本当に考えれば考えるほ

ど腹立つ思いがしております。といいますのも、今言うように1,200町歩もある用地を、あれが55万円ということは、だれがどう考えても不合理だというふうに思っています。

ただ、きのうも回答しましたけれども、かなり古い法律によって、国有財産に課税できないという法律があるということであります。その法律によって、交付金ということで、さっきも税務課のほうから説明したように、牧場そのものの業務にかかわるための施設等については交付金の対象にならない。個人が生活したり、生活するために歩いたり、そういうところに対して積算して、それに対する交付金だということですので、そういうことで、非常に私も残念に思っています。ぜひひとつこの辺は、皆さんも声を大きくして、法律を改正して、せめてあそこを何千万円単位でいただけるようにひとつ頑張っていただきたいものだと思います。

以上であります。

〇委員長(天間清太郎君) 8番。

○委員(三上正二君) とすれば、今、建てかえていますけれども、古いのを貸して、建てかえて人が移るかもわからないが、そうなればなるほど、55万5,000円が5万円なり10万円になるわけだ。そういうことになれば住めなくなるのではないか。その辺のところは何とか、確かにそういう事業に供する部分があっても、現実的にはないでしょ。そこを何とか頑張ってください。

〇委員長(天間清太郎君) 2番。

〇委員(佐々木寿夫君) 何ページで聞いたらいいか一生懸命探しているのですが、 ちょっと見つからないのでお伺いいたします。

道の駅に物産館があるわけです。そして、あそこで農家の方々が販売しているのです。 私が知りたいのは、農家を回って歩くと、あそこに品物を並べたいというふうに希望を述べる人がたくさんいるのです。

そこで、現在、あそこの会員になって、どれぐらいの方が品物をあそこで売っているのか。

それから、申し込んで待機している方も多分あると思うのです。申し込んで待機している人がどれぐらいいるのか。

三つ目は、新しく今度は物産館ができます。今より大きくなりますね。見たところ3倍 ぐらいになるのかな。そうすると、あそこにあと何人ぐらい入れるのか。

以上、三つお伺いいたします。

〇委員長(天間清太郎君) 商工観光課長。

- **〇商工観光課長(塚尾義春君)** お答えいたします。
 - 1点目の、今現在、道の駅、産直部会のほうの会員は150名です。
 - 2点目の、あそこへ入りたいという希望者、その方々は50人です。

それで最後の、産直の新しい施設の関係なのですけれども、今現在売っております花卉

展示館の約1.5倍ぐらいの規模のものを考えております。そして、建築後には約200 名の方々全員が入れるような規模にしたいということで考えております。

- 〇委員長(天間清太郎君) 2番。
- **〇委員(佐々木寿美君)** ありがとうございます。

多分、産直の施設というのは、今、全国的にも非常に注目浴びている施設ですので、充 実させる立場からお話ししました。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 16番。
- ○委員(白石 洋君) 62ページの19節負担金、補助及び交付金のことで、社団法人東八甲田ローズカントリーの補助金が334万5,000円ですか6,000円ですか、載っかっているわけですが、例のハウスについては、きのう伺いましたら、21年度で終わるのだということですので、ある意味での縛りが解けてくるのだという感じになるわけですが、町長は、これまでも農家の方々のために、花卉栽培を含めたことで、農家の方々にお金が余計入るようにしていきたいのだということで来た過去があるわけですが、しかし、そうは言いながらも、2棟に関しては、原燃からの関係で農協さんにお任せしていると。農協さんは非常に効率的な使い方をして、億単位以上の原資になるようなもので利活用していただいているというようなことも等もあるわけですので、この辺について、将来展望として、町長さんはこのままで続けていくのか、あるいはまた、どなたかにお貸しするのか、あるいはまた農協さんに、これまでの過去の実績もあるわけですので、そういった形の中でこれから進めていこうとしているのかお尋ねをしたいということが一つでございます。

それから、中部上北に関する、いわゆる七戸病院の負担金のことでお尋ねをしたいのですが、例のとおり、いわゆる病院の建物が非常に古くなっているというようなことで、先般、局長と病院の事務長が来て、20年度から改修工事に入りたいということで、議員の皆さんにも説明に来たわけですが、説明においでになったまではよかったのですが、そのとき、病院関係者は、局長たちは短年度でやりたいが、一部1年間ではできないこともあるがというようなことで、いずれにしても、患者を入院させ、あるいはまた患者を診ながら休むことなく改修をしていきたいのだという説明がありましたが、その後のことがよくわかりませんので、ぜひひとつそういったことも含めながら、その状況がどうなっているのかお尋ねをしたいということと。

それから、教育長にお伺いしたいのですが、体育館のことにつきましては、委員会でも説明をいただきましたし、また、この場でも説明をいただきましたが、あれを見て私、一つ気になっていたことがあるものですから、これは要望的になるかもしれませんが、実は、工期を見てみますと、最終的な工期が2月になっているのです。これは、七戸町にとって、あるいは北国に住む者にとって非常に、厳寒期に工期を設定するというようなことは非常に私はまずいなと思っているのです。ですけれども、教育委員会でのあれからい

くと、事務上どうしてもそういうようなことにならざるを得ないというようなことはよくわかるのですが、いわゆる発注、あるいはまた、本当に国も地方に権限を持たせるなんて、いい口はきくけれども、これぐらいは、予算が決まったら任せてもらえればいいのでしょうけれども、内示があるまでかかるなということでしょう。ですからずれていくわけです。だから、本当はそうではなくて、北国という一つの過酷な条件を乗り越えていくためには、それぞれの地方に任せればいいのですけれども、ただ、そんなことを言ってもしようがない。いずれにしても、2月という工期ですので、できるだけ工期をあれするためにも早い発注が望まれるわけですので、どんどん思い切ってがんがん私やったほうがいいと思いますので、ぜひいい建物を建てていただきたいと、これは要望になりますけれども、そのことをお願いして、町長から2点にわたって御説明をお願いします。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

〇町長(福士孝衛君) それでは、お答えを申し上げます。

ローズカントリーにつきましては、設立当初からいろいろと皆さんから御議論いただきながら、指導いただきながら、非常に心配をかけながらやってきた経緯があります。これは当初から私も申し上げておりましたけれども、農業に彩りを持った農業を展開していきたいという、そういう思いもありました。しかし、バブルの崩壊後、予想されたというよりも、それまで続いてきた花の価格が非常に低落したということもありまして、大変財政負担も、無理なお願いをしてきたということもあります。

しかし、新幹線の関係が急にフル規格ということで、平成20年ごろまでには開通するということもございまして、その観光の施設として、スポットとして重要視されるのではないかという思いもありました。家族旅行村、そしてあそこのローズカントリー、そしてスキー場等もあわせながら、観光の拠点にしてたくさんの観光客を招聘しようという発想で、皆さんにいろいろ説明をしながら、お願いをしながら、御理解していただいてここまで来たわけであります。

ところが、ことしの決算ですけれども、ハウスでつくっているバラの販売については、インターネット等で販売する量が非常に多くなったということであります。それから、価格も上昇しまして、1本で約100円ぐらいの価格で売れると。最低のときは45円か50円でしたので、そういう意味で非常に今、収支については、収益的事業の、ハウスの収益はとんとんぐらいにいくと。ことしの予算書にもそういう形で計上しているということになっております。

ただ、あそこの施設には、加工施設もあれば、いろいろな青年の研修施設等もあったり、いろいろあるわけですから、それなりの経費はかかるわけです。また、ガーデンとしてたくさんの、何千本という苗木も植栽しているわけであります。それらは本当の観光用としてやっているわけですけれども、今、植えた木が年々丈夫になりまして、大きい木になっていまして、そして、たくさんの方々も観光においでになるということもあります。あと2年すれば、そういう意味で、新幹線が開業になると、それにあわせてまた観光客を

呼べる施設にもなるのかなという思いがいたしております。今、収支のほうのあれでは、 まあまあ、とんとんぐらいにいくという状況になっていますし、また、観光客という者も 望めるということで、いましばらくこの件については、皆さんとともに英知を出しながら 継続していって、一つの観光スポットにしていければという思いであります。

七戸病院について御説明申し上げます。

私も副管理者ということになって、いろいろ改修に当たっているわけですので、ことしの予算で5億円を計上して、議決していただいております。5億円を投入して、ことし1年で全部改修したいという管理者の願いでもあり、私の願いでもあります。そういうことで改修していくということになります。

ただ、今御指摘のように、患者さんを診ながら、入院患者も収容しながら改修していく というのはなかなか大変難しいだろうとは思いますけれども、最善を尽くして計画どおり にしたいというふうに思っております。そういうことで、ひとつさらに御指導いただきた いと思います。

以上であります。。

- 〇委員長(天間清太郎君) 教育長。
- **〇教育長(新谷勝弘君)** 白石委員のほうにお答え申し上げたいと同時に、お知らせをしておきたいと思います。

過去、建築に当たってということですけれども、以前、校舎新築に当たっての、白石委員のほうから御指摘があるようなことで、コンクリートの打設等に関しては、冬の期間はやらないということで延期をしたことがございます。これは、計画の中で、どうしてもその年度内にやりなさいということがあったわけですけれども、そういうふうなことをやっていたのでは、寒いこの県はいい建物はできないのだというふうなことで、強行にお願いしていったところ、県のほうではだめと言ったのですが、国のほうでは、いいでしょうということになった経緯もございます。

そういうふうなことで、今回の運動場――体育館の建設に当たってもいろいろな認可、許可等がございます。例えば、もう間もなく来ると思うのですけれども、日影規制関係のことで許可申請してあります。そして、その結果も間もなく届くであろうと思っておりますし、また、3月中旬といいますから、もう手に入るだろうと。そうしますと、その後、今度は確認申請、あるいはその通知は大体70日ぐらいで来ることになっております。その計画に従っていけば、一応21年の2月末ということで工期を考えてはおりますけれども、でき得る限り建設される業者の方々とも、これから決まるわけですけれども、打ち合わせをした上で、できるだけ寒い時期に、2月というと本当に寒い時期ですので、工期を早めることができればというふうに考えて、一応日程はここで、手元には準備はしてあります。できるだけ早く進めていきたいと、このように考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〇委員長(天間清太郎君) 16番。

○委員(白石 洋君) またローズカントリーの話に戻りますけれども、町長さん言うように、確かに新幹線時代を迎えて、私たちの町で何か見せるもの、あるいは何か買っていただくもの等があれば、これにこしたことはないなと思っていますし、確かに、おっしゃるように、都会の方々が1本100円のバラとかなんとかという話になると、これは飛びつくように私は売れると思うのです。実際、東京へ行くと300円、500円というのはざらですから、私も興味があって、向こうに行った際には花屋なんか見て歩いていると、そういう感じがします。

今、町長さん、100円と言いましたけれども、私は毎年あそこから、12月28日ぐらいには七、八十本買っているのです。そうしますと、1本150円です。私たちに売っていただけるのは。ですけれども、最近になりまして、どうしても赤いバラが欲しいという方があるものですから、それをやるとちょっと本数がどうしてもそろわないというような状況下にもあるものですから、売れてそうなのか、それしかできないのだということなのかわかりませんけれども、現状は、そういう現状になっております。

ただ、私が一番心配しているのは、これまでもかなりの投資をしてきましたし、町長さん言うように観光スポットの一つにできれば、インターネットで販売が云々というようなこと等にもなりますと、何かちょっと今やめるにしてはもったいないなというようなこと等にも当然なると思いますけれども、ただ、こうして年間300万円、400万円という金が出ていくというふうなこと等で、そのことが農家の方々のというのは、いわゆる原点に返った場合のお話になると、本当に農家の方々にこれを伝承していけるのかどうか、引き継いでもらえるのかどうか、あるいはまた、農協さんでそれを受けてもらえるのかどうかなどというようなことを考えていきますと、いつの日か手放さなければならないと私は思うのです。その時期がもう来ているのではないか、決断のときが私は来ているのではないかと思うから、あえてお聞きするわけですけれども。

しかし、こうなっていきますと、財政は厳しい、要求は相変わらず大きい、新幹線の問題もあるというようなことを思えば、町長さん、この辺あたりで思い切って、ひとつと思うのですが、この辺、再度、しつこいようですが。農協さんに渡したほうが、借りてもらったほうが農協さんも助かると思います。特に、ニンニクなんていうのは、今、中国のギョウザがあれして、ニンニクは大変だそうですものね。今、寝ないでやっているそうです。金はばくばく入るという話まであるものですから。それを思えば、うちのほうにもいい施設があるのだがなと思うものですから、町長さん、頑張ることもいいと思います。おれもやってきたし、何とかこれ花咲かせたいと思っていることも大事だと思いますけれども、えいと思って、ばっと踏ん切って、よし、農家の方に任せる、農協さん頼むという一声も私あってしかるべきだと思うのですが、その辺の決断をひとつお聞かせ願えればと思います。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

〇町長(福士孝衛君) お答えを申し上げます。

励まされているのか、あれしているのかちょっとわかりかねますけれども、今、あと2年後に、我々が我慢して待ってきたのが来るのです。それが来て、その結果を見て、それから決断しても遅くはないのかなという思いがありますので、ひとつその辺は御理解いただきまして、何分御指導を賜ります。

〇委員長(天間清太郎君) 11番。

○委員(川村三十三君) 町長を励ます言葉になるでしょうか、私が言ったことは、町長 は素直には受け取ってくれないが、10年、15年後にはちゃんとやっているのですよ ね、忘れたころに。そのときちゃんとやっていると、パーッと福士町長の業績が見えたのですが、その辺におけるツツジロードの件であります。これも前に私は、あなたがガーデンシティ構想を打ち出したときに申し上げているのです。その前、ずっと前にやっておけばいいのです。新幹線に合わせなくてもいい。

私は、本当はツツジロードは反対です。ほかの土地に建てるのですから、しかも、あそこから、衛生上入らないでください。土手から中に入って山菜をとらないでくださいとまで言っているのです。べこはどうなのかわかりませんけれども。とにかく植えたいということですが、植えるのであれば、なぜ3年間かかってやるのか。1年、2年、3年とやったらだんじりができるでしょう。そうではなくて、おれならば1年にだあっとやる。そうでしょう。そのほうが向こう側としてもいいのです、本当は。それを1.何キロやって、それから2.何キロやるとかと、そうではなくて、1回に苗をどんと買って、持ってきて町有地に改植していればいいでしょう。そういう方法もあるのです。そうすれば、売ったほうも、余計買ってくれたなということで、ありがたく感じるのです。そういうようなことが考えられないかどうか。

それから、先ほどイオンの方がおいでになって説明をいたしましたが、来るという担保は一つもないですね、予想していました。あの方では、契約いたしますということはできはずがない、伺い立てなければならないから。町民の方々も聞いていましたから、担保のないイオン出店というような見出しになってくるのではないでしょうか、県内新聞も来ていましたから。

ですから、そういう意味においては、それではいけないのであって、やはり担保が必要ですから、契約をしてください。10年あれば出店、撤収する場合においては、何ぼもかからないで通告すれば行けるなんてとんでもない話です。ですから、そういう意味においても、向こうの言いなりになるのではなくて、町有地を貸しているという観点からも、他に例のないことですからやってほしい。

それから、これは建設課のほうですが、消雪剤を毎年冬まくわけですが、七戸町においては、坪川に入るし、高瀬川に消雪剤が流れていくわけです。その先が小川原湖ということになると、これは、漁業権との問題で必ず浮上する問題だと思っております。今、小川原湖も汚濁してシジミガイがどうのこうのと言われていますから、それだけに、この消雪

剤に対する取り扱いを早急に私は考えていくべきだろうと思っています。

それから、教育振興に絡んで、先ほども生涯学習課長から答弁ありましたけれども、文 化遺産の指定については、遠からず、もう既に俎上に上がっているわけですから、申請を しているわけですから、二ツ森貝塚遺跡に対する発掘の、その文献等に対する整備状況は いかがかということは必ず参ります。今のような整理の状況では、申請に絶え得るもので はないと私は思っております。

そこで、これは教育長にお願いですが、学芸員が1人しかいないと言っていますが、美術館におりますよね。美術館にいて絵馬だけをやっているわけではない。来れば美術の解説等をやるでしょうけれども、それはそれとして、やはり本体をこちらに移す中で、学芸員にそういうような整理等を、素人がやるよりはわかるだろうと思うので、そういう方に来ていただいて、そして、必要なイベントがあった場合にはそちらに出向いていただいて、学芸員の大変な重荷になるでありましょうけれども、文化遺産の申請に当たっての配慮を私はすべきだと。現在の二ツ森遺跡の調査・文献等の整理は、私は非常にお粗末なものだと受けるからであります。これを今いる1人の方にお願いするということは、発掘をやって、それを整理して、あれだけのものの資料をつくるということは、私は不可能だろうと思ってます。私もいささか勉強した関係から、非常に難しいものだと思いますから、早い機会に二ツ森遺跡の資料・文献等を整理することを強く望んでおきます。要望でございますから、回答は要りません。

〇委員長(天間清太郎君) 14番。

○委員(田島政義君) 資料で、確認だけしておきます。イオンのほう、きのうの説明の中では、取りつけ道路の関係をお話しして、きょうのイオンの説明ですと、取りつけ道路はこれに載せられないのはわかります。国交省にしかられるから。そうなると、ああいうふうに担保、町有地とも協定書結ばないと聞いたから、結んでからでないとまずい、本当にイオンが来ると確認しないうちは、取りつけ道路の警察へお願いに歩いている、協議しているというけれども、きょうの説明の中で、来るか来ないかわからないのに、職員が手間かけて歩いて、最終的に来ないと言ったとき、これも大変なことなのです。まして、10年たてば、6カ月前に、やめましたと言えばいつでも撤退できますと。黒石は13年目で撤退です。買っているところは、自分のところを処分すれば、解体して何もなければさっといなくなるという、うちの場合もそういうふうな。だから、余りいい品物は使って建てたくないという、話をしているのはそこなわけです。

ですから、この道路取りつけがないと、山車団地だって今度は、もちろん山車は国道には出られないでしょうから。そういう点からいくと、職員がもっともっと別なほうに動いたほうが、余りイオンにかかわらないほうがいいのではないかと、協定書が来るまで。一生懸命歩いていて、ああいう答弁されれば職員もばかくさくなるではないですか、我々議会だって腹立つわけだ、あのとおりだから。それが一つです。

ツツジロード、牧場のほう。ちょっときのう牧場の方と会う機会がありましたけれど

も、職員なんかは一切まだ知らない。恐らく役場対、うちのほうの本所のほうの話し合いでしょうという話していました。べこが一番病気に弱いというのを聞いています。

今、11番委員が言うように、非常に今、牧場は精査して、道路から土手のほうに山菜とるな、車は入れるなという、牛が専門に農道を歩くときには、あれでどんどんどんどん、町長のきのうの説明で、いいものを植えていくと。おのずから車をとめると入りたくなるわけです。そういった場合、もし病気が発生したら、町側の責任になると思うのです。その辺の確認していますか。そうでないと、あれに塀を回してくださいと、建ててくださいと、こう言われたら莫大な金もかかる。ツツジロードどころではないわけだ。

そうすると、本当に簡単に考えているけれども、3年計画というけれども、1年目で病気発生したらアウトです。ですから、向こうが物すごい病気に対して神経質になっていますので、その辺も改めて、あした本会議ですから、それまでに、その辺わかるのであれば本会議の前に説明をしていただきたい。よろしく。要望です。

〇委員長(天間清太郎君) 町長。

〇町長(福士孝衛君) どなたから聞いたのかわかりませんけれども、牧場の場長初め、 幹部の皆さんがいいよということです。植えてもいいよということを言っている。そうい うことでいろいろ協議をして、まだ協議は最終段階まで至っていませんけれども、協議し ているということです。植えていいということですから。払うのも町で1回で払うと、そ れもいいよということなのです。今おっしゃるようなことなら、絶対それはいいとは言わ ないと思いますけれども、その辺もひとつ御理解いただきたいと思います。

〇委員長(天間清太郎君) 5番。

○委員(田嶋弘一君) 反対討論、あしたしゃべりたくないと思って、賛成するのですけれども、町長にいま一度お願いがありまして、本来であれば、このツツジロードに関しても私、個人的に反対です。なぜかというと、今、農家でもそうですけれども、大変な状況にあります。ましてや、七戸の町内も大変であります。今、郊外にツツジロードをつくるよりも、前にも町長に言いましたけれども、七戸のど真ん中をバスが通れるような形で、ツツジロードをつくったらどうですかと、今の南公民館のところに車とめて、町の中を通って七戸城跡見るなり、天王ツツジ見たほうがいいのではないですかと、歩いていけば途中で菖蒲園があれば、途中で御飯も食べるだろうしという話をしました。本来であれば、町中の形にツツジロードをつくって、そこから出て牧場に抜けるのだったら話もわかります。

それから、バラ園についてもそうですけれども、町長は、バラ園を通って十和田湖に行くといういい発想を持っています。でも私は、せっかく十和田市でアートという、官庁街通りにすばらしいのができています。できれば国道4号線から七戸の町内のツツジを見て、それから国道4号線に出て、それから真っすぐ4車線のほうを通ったほうが十和田市のためにもなるし、我が町のためにもなると思うのです。ましてや七戸には、これからバイパスもできるし、本当に町内が大変な感じを受けます。だから、できれば、先にすべき

ことは、まず町中というふうに思います。

それともう一つ、土地取得費のところで、開発公社があるのですけれども、ことしで青森の家畜市場が満期になりまして、ことし交渉するようになると思うのです。そのときに、2億7,317万円ちょっと、それを一気にとれるか、5年でとれるか、10年でとれるかあるのですけれども、できる限り町長に一括と言ってもならないけれども、2回か3回にして、努力してほしいなと、そのように思います。

それともう一つ、駅前ですけれども、金のかからないと言えば変な言い方ですけれども、できれば、ジャスコも来るか来ないかわからないですけれども、できたら七戸の駅に、県民局など足運んで、来るようにお願いできるような形をとってほしいなと。あるいは十和田で、今、十和田の名前を入れたいと、言葉を言い返せば変な言い方ですけれども、昔、七戸町に保健所ありました。そういう形もあるから、引きかえとは言いませんけれども、何とかそういう県の指定されたもの、国の指定されたものを駅の前のほうに持ってくる努力が私、必要かと思います。そうすればもっと反映するのではないかと、できれば県民局あたりをぐっとしていただければなと。これは要望です。

〇委員長(天間清太郎君) ありませんか。

14番。

○委員(田島政義君) 賛成するためにも確認だけしておきたい。

副町長、この図面の中で、ここの十字路で区画整理は終わるわけですね。そこから先は、うちの温泉敷地のほうからずつと、鳥谷部道路に行くところまでではなくて、手前の荒態内、新幹線のできる、そこまでが半端な区画整理事業になっているわけですね。8メーター道路の4メーターを、うちの温泉側を舗装して側溝を入れる、その半分は砂利で構わないのかと言ったら、何とかしたいと言うけれども、開業まで何とかなりますか。私、今、総会あるので確認とっておかなければならない。そうでないと判こ押すか押さないか、組合が、大変な問題だと。その辺どうですか。当初は区画整理になっていたと、途中で変わった。

ですから、その辺、図面もらっているけれども、みんなちょっとわからないと思うのだけれども、商業ゾーンのここからここで終わりです、区画整理。

- 〇委員長(天間清太郎君) 副町長。
- 〇副町長(小又 勉君) お答えいたします。

土地区画整理事業のその範囲については、町として、これはもう事業費のこともありますし、あるいはまた用買のこともあります。それらをすべて総合的に、まずいろいろ計算して設定をした。今おっしゃったように、道路の片側がその範囲であって、その反対側はそれでないということであれば、これからの整備する手法ですけれども、多分、土地を出していただけるのであれば、町道としての整備ということになると思います。開業までにと今おっしゃいました、これについては、今ここで即答はちょっとできませんので、この辺、協議してみて、後日、あしたしかありませんが、回答いたします。

〇委員長(天間清太郎君) 14番。

○委員(田島政義君) ですから、私は94を85にすれば5億円浮くというのは、そこなのです。94であればできないけれども、85%落札したら、工事に50億円も投資するのだったら道路ぐらいできる、簡単なことでしょう。とりあえず首は防げるけれども、やろうと思えば、予定価格の、入札指名価格、競争にすれば、やろうと思えばやれる。

ただ私は、片方が同じ道路で来ていて、ここでとめて、そっち側が舗装になって、こっち側は砂利というのはちょっと、これは南側です。メーン道路に出るところですから。亡くなった戸舘議員から、田島のところから役場を動かしたのではないかとしゃべったけれども、ですから、しゃべりたくないけれども、最後に、あいまいな返事だとしゃべりたくなるわけです。せっかくやるのであれば、やはりそこをきちっとやってほしいのです。我々、協力していますから、一生懸命。まず、あしたまで待ちますので、よろしくどうぞ。

○委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案の反対者の発言を許します。

2番。

○委員(佐々木寿夫君) 原案に反対の立場から討論をいたします。

今の一般会計の予算では、少子化対策など大変見るべきものがあり、きのうも私は一般質問の中で、この少子化対策の七戸町の取り組みは県内でもトップの取り組みであり、大変評価できると、そのようにも言いました。

また、子育ての問題でも、奨学金でも非常に取り組みが進んで、この苦しい中、よく やっていると。そのほか、いろいろなところでもやっていますが、私が反対をするのは、 後期高齢者医療制度に対して、それを始めるということについて反対であります。

理由は、何回も言いましたが、きょうはまた新しく別な観点から言ってみたいと思います。それは、私たちが 74 歳までと、 75 歳になった瞬間から医療の受ける金額が全然違ってくるわけであります。 74 歳までは、例えば国保税なり健保で受けられるわけですが、 75 歳になると後期高齢者医療制度になって、 1 カ月の料金は 6 , 0 0 0 円と決まってしまうわけです。そうすると、今まで、例えば人工透析なんかをやっている場合には、黙っていても月 8 , 0 0 0 円かかるわけですが、後期高齢者医療制度になった瞬間からそれができなくなる、こういう問題があるわけです。

したがって、この後期高齢者の医療について、とにかく大変な問題を持っていると、こ ういうのはやるべきでないという立場から、反対の討論をいたします。

以上。

○委員長(天間清太郎君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は起立により採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇委員長(天間清太郎君) 起立多数です。

したがいまして、議案第15号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。10分間。

休憩 午後 3時20分 再開 午後 3時31分

○委員長(天間清太郎君) 休憩を取り消し会議を開きます。

議案第16号平成20年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。 116ページから120ページまでの歳入全般に わたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(天間清太郎君) 次に、121ページから127ページまでの歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号平成20年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号平成20年度七戸町老人保健特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。134ページから136ページまでの歳入歳出 全般にわたり、発言を許します。 11番。

○委員(川村三十三君) 議員の中では、後期高齢者医療特別会計にかかわって、ただ1 人、私だけが該当することになります。

そこで、老人保健特別会計と後期高齢者医療特別会計ができたことによって、老人保健 会計にどのような変動があるのか簡潔に御説明ください。

- 〇委員長(天間清太郎君) 町民課長。
- **○町民課長(岡村茂雄君)** 一口で申し上げますと、後期高齢者医療制度が4月からスタートすることによりまして、実際は、老人医療のほうは19年度で事業そのものは終わることになります。
- ○委員長(天間清太郎君) 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。 これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号平成20年度七戸町老人保健特別会計予算は、原案のと おり可決すべきものと決しました。

議案第18号平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、142ページから145ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

11番。

○委員(川村三十三君) ただ1人の人間でございますが、後期高齢者医療制度の、いわゆるスタートに当たってのそもそもの発想は余り結構なものではないです。これを取り扱う課においても、いわゆる今まで被扶養者であった方々の保険料というものを、7月から向こう6カ月間保留するという、全く政治的な思惑によって、こういうような異常な会計のあり方が出てきているということについては、これは、取り扱う人たちの、本当に事務上の混乱が伴うだろうと思っております。

そして、その後において、正規にとるような形になる、凍結になるということですが、 先ほど一般会計の中で反対討論がありましたが、その中にあって、私たちは一定の後期高 齢者の医療に関しては、こんな言葉も言っていました、私のほうの党では。昔は、うば捨 て山というものはただで行った、しかし、今時のこの医療制度を見る限りにおいては、う ば捨て山に行くに金を持っていかなければいけない。

しかも、その金も枠がはめられて、それ以上の枠から外れると出される。これは、今まで皆保険でありました国民健康保険の本来の趣旨に反するものであると。そしてこれは、高齢者をいじめる、今までにない日本社会がやってきた精神とは相反するものだと、こう言っているわけです。私もそのように思うのですが、事務方は、私はうば捨て山論に対しての返答を聞くのではなくて、一定の枠内で、この病気であれば、これだけの金額しかできませんよという枠がはめられた場合に、その後、一体、治療している人はどうなるか。ここにいらっしゃる皆さんも遠からずこの枠の中に入ってくるのです。私だけではないわけですから。そういう意味からいって、初めからこの病気についてはこれだけの金額で治療してくださいというような決め方がいかがかなと思う。

質問の第1点は、事務的にどんな困難が生じていますか。

それから、枠組みが決まって、金額が決められた段階において、その後、療養者はどう すればいいのか、そのことについてお答えいただければと思います。

- 〇委員長(天間清太郎君) 町民課長。
- 〇町民課長(岡村茂雄君) お答えいたします。

事務的といいますと、先ほど申しました被扶養者の関係でしょうか、凍結の関係。これにつきましては、補正でも出ますけれども、今、秋ごろから保険料の扱いが変わったために、今、国の補助金をもらって、これからシステムの改修作業を3月中に終えなければならないという事務が出ております。

あと、医療費のことなのですけれども、これは、大綱そのものが、医療費の適正化の総合推進と、超高齢化を展望した後期高齢者医療制度の導入、あと、診療報酬の見直しという3本に分かれておりまして、診療報酬の見直しとか、そちらは国とか、適正化計画は県と厚生労働省とかと分かれておりまして、町で行う事務は、いわゆる前に申し上げましたけれども、全部、広域連合が決めることになりまして、その中で、町が行う事務というのは、いわゆる窓口業務、お客に対する届け出とか申請の、保険証の交付とか、あと、出てくるのが保険料の徴収でございます、普通徴収。これは、後ほど条例案もありますけれども、特別徴収は機械的に終わりますけれども、最終的に言いますと、普通徴収の納期を決めるのと、督促料金を決める、ここだけが町になってきます。

したがいまして、報酬大系とか、そちらの方は私らのほうではちょっと感知できない点でございます。

〇委員長(天間清太郎君) 11番。

○委員(川村三十三君) 年金18万円以上の人は年金から差し引くということですから、ここでは直接関係ないわけだけれども、18万円以下の方々の徴収というのは、町村の窓口でやるわけでしょう。年18万円以下の方々が納められるかというと、私は至難のわざだろうと思います。そうした場合の、徴収不能にかかわって、だれの責任になる。町村の責任になるのではないかと私は思う。

二つ目、この制度は、いわゆる保険金というのは、2年ごとに見直しをすると言っています。したがって、高齢者はこれから減ることはなく、ふえるだろうと思う。そうした場合に、当然、医療費もかかりますから、次の段階においては、見直しのときにおいては高くなる。

特に、こういうように高齢化した、特に農村部に来れば来るほど個人の負担が多くなるのではないか、ということは、病院にも遠くなっていく、病院に通う経費もかかる、そういうような点を考えますと、これはもう、死ぬというような私は制度だろうと思うのです。私も年金生活者ですけれども、そういう意味からいくと、この行き先、希望がないです。あと何年も生きるわけではないけれども、きょうで76歳になりました。したがって、あと4年生きるという確約はないです。

ですから、そういう意味からいきますと、皆保険制度、相互扶助の原則からいって、この後期高齢者医療制度というのは非常に私は問題をはらんでいる。一面において、医療制度の改定はなされない。開業医は相当もうけているけれども、公立病院のお医者さんはそうではないという現実が出てきているわけでありますだけに、制度を変えても私は、医療制度を根幹から変えて、国民サービスに至ったかというと、私はそうではないと思うのです。

ですから、皆さんもこれからは後期高齢者になるでしょうけれども、若い人たちに負担をさせないための措置だとは言うけれども、やはりこれは、うば捨て山的医療制度だということを痛感しながら、弱者を見捨てた制度というものに対して非常に強い憤りを感じてなりません。

ただ、あすあすにこれはスタートいたしますから、スタートして私にもシルバーの券が来て、これを持っていくわけですが、だけれども、私の医療費負担は変わらないわけです。そういうことを考えた場合、病気をしたら死ぬのを待つばかりかなと、その一定期間から外されたらどこへ行くのか。私みたいなひとり身は行く先がないから、やはりじじ捨て山にでも行かなければならないのかなという悲しい現実に今直面しているわけであります。

そういう意味で、本当にこれから先、青森県の後期高齢者の負担がふえていくのではないかと思うのですが、課長、私はそう思うのですが、2年先の改定時期においては今より も高くなると思うのですが、課長の見解をお知らせください。

〇委員長(天間清太郎君) 町民課長。

〇町民課長(岡村茂雄君) これまでの老人医療費を見ましても、年々ふえているというのが現状でございまして、そういう経過を踏まえて、今の制度ができたものと解釈しておりますけれども、今までの状態でいきますと、高齢者もふえますし、医療費もこのまま推移しますと、ふえるということが予想されます。

そこで、もう一つ大綱の中で出てきたのが、生活習慣病に関する特定健診ということで、特に、糖尿病を中心として、生活習慣病を防げば、将来的に幾らかでも医療費が、幾

らかというより、かなり節減されるのではないか。やはり医療費を抑えることが前提になっておりますので。ただ、そのために診療報酬とか、さまざまな分野まで範囲が及んでいるものですから、なかなか難しいところはあると思いますけれども、現状の推移でいきますと、今までの医療費の状況、老人医療費を見ますと、ふえるということは、医療費そのものがふえていくということが予想されますので、したがいまして、国保であれ何であれ、負担もそれに伴ってふえていくと、そういうふうに予測されます。

老人保健制度のことでちょっとつけ加えますが、老人保健制度そのものは終わりますけれども、特別会計は、残務整理があるために、会計としては平成22年度まで特別会計として残ります。予算上は微々たるものですけれども、会計として残ります。

あと、徴収責任でございますけれども、やはり最後は、広域連合が来て徴収するという 形は考えられません。やはり町が最後まで責任を持った徴収をしていくということになる と理解しております。

〇委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

2番。

○委員(佐々木寿美君) 人はだれでも年をとってきます。年をとるといろいろな病気を します。世界の国の中で、国民皆保険制度をとっている国で、75歳以上の後期高齢者医 療制度などをつくっている国はありません。

また、75歳以上の後期高齢者のみならず、65歳以上の障害者も同じ医療制度に入れてしまいます。

そして、先ほども申しましたが、75歳以上になると医療の総額制を持ち込み、だんだん怪しくなってくると、在宅死を選択させ、病院から追い出した病院には報償金が出るという仕組みも考えています。このように、この医療制度というのはお年寄りの人間の尊厳を冒す危険を持っています。

そういう点で、現在では、全国 5 0 0 の自治体からこの見直しの決議が上がっています。

また、政府でも、余りにもこれが過酷だということで、完全実施は来年まで見送っています。それからさらに、70歳以上のお年寄りの窓口払いも今まで1割が2割になり、現役並みの所得の方は3割になるわけですが、これも政府は実施を見送っています。それは、この制度が余りにも過酷な制度だからです。

これは、医療費がふえているからという言い方をしますが、そうではなくて、国の社会福祉、社会保障に対し、出す交付金がどんどん減っているからです。でも、4月から実施されるわけで、これは仕方がないことですが、うちのほうの町長は、この前の一般質問の答弁では、掛金を払えないお年寄りに対しては、よく考えてしっかりと対応していきたい

という答弁もしております。そして、私はそれを信じると言っています。

しかし、そうでありながらも、この医療制度は認めるわけにはいかないので、反対をいたします。

〇委員長(天間清太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は起立により採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(天間清太郎君) 起立多数です。

したがいまして、議案第18号平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原 案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号平成20年度七戸町介護保険特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。155ページから157ページまで、歳入全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(天間清太郎君) 次に、158ページから165ページまでの歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号平成20年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のと おり可決すべきものと決しました。

議案第20号平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。 これより、質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。172ページから173ページで、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

11番。

- **○委員(川村三十三君)** 居宅サービスを受ける予定の方はどれぐらいいるのですか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(大平 均君)** 介護サービス事業と特別関係ない、介護保険のほうの関係になるわけですけれども、現在、居宅サービスの受給者数は625名ということになってございます。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- **○委員(川村三十三君)** 居宅サービスを受ける人は600名もいるわけだ。したがって、介護予防のケアプランをつくるのに600万円、そうすると、ケアプランをつくるのに1人に1万円ずつかかるという、単純に計算するとそうなりますよね。これも私はつくれないのかなと思うのですけれども、自分たちでつくれないのか、ケアプランを委託しないで、どんなものだろう。

例えば課の皆さんのミーティングによって、ケアプランをつくるには、それぞれの専門のアドバイスがあるでありましょうが、それらをやりながらつくるほうが、私は緻密な介護プランができるのではないのかなと思うのですが、仕事上できませんか、いかがないものなのですか。

例えば学校で学校の先生方が授業をする際に、指導案というのをつくるのです、授業において。この教科における指導はこうしなければいけない。これを私につくってください。ほかに指導案つくれということは学校ではあり得ないです。みずから、そして仲間から、校長あたりから、指導主事あたりから聞きながら、どうすればいい授業、そして、子供が理解できるかというものについては、自分たちでつくったプラン、自分の目で見ているその対象が一番いいからです。できませんか。何でも委託委託ということになると、こういうようなものに私はメスを入れていくと、おのずと職員の資質、そして、研修するという意欲、自分の仕事に対する責任感というのは、おのずと出てくるのではないでしょうか。そういうようなことを考えるのですが、課長、いかがですか。

- 〇委員長(天間清太郎君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(大平 均君) お答えいたします。

ケアプランの作成は、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャー、国家資格のある方でないとできないわけです。ですから、うちのほうの地域包括支援センターでもやってございますけれども、委託しないとできないということで、1,000件に及ぶ件数は、うちのほうでつくっているのは、現在四十何人分つくってございますけれども、あとはほとんど委託で、委託しているものもさらにうちのほうで見て、ケアプランをチェックして返してやるということになりますので、大変な作業になってございます。委託しないとできな

いということでございます。

- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- ○委員 (川村三十三君) これは前から言っていることなのですが、介護制度が発足してから、ケアマネジャーのあるべき姿というものは私は前から言ってきました。これは、各事業所にケアマネジャーを置くではなくて、やはり公共事業ですから、特定の事業所にケアマネジャーを置くと、そこに引っ張るようなケアプランをつくるのです。そうならざるを得ないでしょう。こういうように医療制度に対する競争が激化すればするほど、自分の施設に入れようというようなケアプランをつくりますよ、当然。そうした場合に、中立性が保たれるのか、そして、そのことが患者にとっていいのかどうかということが疑問だと。前から私は申し述べていたのですが、このことは、どこかでもそういうような声が出ていませんか、いかがですか。ケアマネジャーの中立性・公平性を保つために独立するとか、または連合組織みたいなもので、そこで集中してケアマネジャーがケアプランをつくるためのサポートをするとかというようなことは言われたことはないのですか、いかがですか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 健康福祉課長。
- **○健康福祉課長(大平 均君)** ケアプランについては、先ほど言いましたように、国家 資格なりの方でないとできないわけですけれども、今、委員がおっしゃったことは、いわ ゆる介護認定のほうの公平性といいますか、そのほうが主でありまして、そちらは第三者 といいますか、上北教育福祉事務組合のほうで介護認定をしてございます。その結果を受けてケアプランをつくるわけですので、個人がどこに事業所に頼むかというのは自由なものですから、私のほうでは制限も何もできないということになります。

それから、ケアプランをつくるケアマネジャーは1人8件ということになってございまして、制限があります。ということから、ケアマネジャーも町内に、うちのほうにかかわっているのは四十数名しか資格を持っている方はおりませんので、おのずとあらゆるところにお願いしてつくってもらうということになります。

以上です。

- ○委員長(天間清太郎君) 質疑ありませんか。 1 4 番。
- **○委員(田島政義君)** もう1回、今のを。私もおふくろのケアプランをつくってもらって、今、ナーシングに入れたわけですが、施設によって、この600万円というのは、地元の施設に入れる、そこのケアマネジャーがいろいろ作業して、書いたものをまた役場のほうに上げて、役場のほうでそれをまたチェックするわけでしょう。それに金を払うという、この金額ですか、600万円というのは。その辺どうですか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(大平 均君)** ケアプランは、172ページの上のほうにありますけれ ども、国保連介護報酬というところに735万円盛ってございます。これが1件、普通で

ありますと 4, 0 0 0 円なのです。継続でなく初期の方は、これに加算が 2, 5 0 0 円つきまして 6, 5 0 0 円になるわけです。これはすべてうちのほうに入ってくるわけです。うちのほうでは、やってもらったところにケアプランの料金を払うということになってございまして、先ほど言いましたように、ケアプランの内容はうちのほうで当然チェックするということになります。

以上です。

- 〇委員長(天間清太郎君) 14番。
- ○委員(田島政義君) そうすると、社会福祉協議会でもケアプランをつくる方がいます。それから、いろいろな老人ホーム、いろいろな施設にもいます。そうすると、選ぶのは、今まで社会福祉協議会でヘルパーさんを呼んでいろいろ世話になっているのだけれども、いいですと。そして、施設のあいているところを探して、行ってつくるというのは、今のこれから、来たものをもう1回返してやるというお金ですか。役場にお金が、735万円から6,500円を、1人につき、ケアプランをつくってくれた施設のところに払うということですか。
- 〇委員長(天間清太郎君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(大平 均君)** 先ほど言いましたように、ケアプランを作成したところにうちのほうで払います。そのままの額ではございません。役場のほうで、このうち500円ほどちょうだいして、それがここの介護サービスのお金です。こういうのに使うと、例えばシステムの改修とか、いろいろ事務費とか、そういうほうに使うということで、500円を天引きした上でお支払いしているということでやってございます。
- **〇委員長(天間清太郎君)** 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、 原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。180ページから181ページまで、歳入歳出 全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号平成20年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。189ページから194ページまで、歳入歳出 全般にわたり、発言を許します。

11番。

○委員(川村三十三君) 下水道は着々と進んでいるわけでありますが、下水道はまだ工事が着手していないところ、例えば私の町内、向町ですが、多分永久に来ないだろうと期待をしているわけですが、ただ、今後のあり方として、現在も排水溝に下水――雑排水、これを捨てているわけです。そしてそれは、最終的には高瀬川へ行って小川原湖に行くのだと、こういうようなことになろうかと思うのですが、私は、水質汚濁の観点からも、この地域には来ないが、雑排水の排水については、排水溝への廃棄をやめてほしいと、こういうような指導があってもいいのではないのか、そして、全般を網羅する中で、やはり環境水の汚濁をしないような方向を早急にとる必要があろうかと思うのですが、担当課長のほうの御意見を伺いたいのです。

- 〇委員長(天間清太郎君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(神山俊男君) お答えします。

現在、全体計画ということで、町内かなり広い地域に計画の網をかけてございます。その中で、さらにもう1段、事業認可計画を取得しているところ、これは、これから工事を進めるべきところ。事業認可計画の網がかかっていない、全体計画ではあるが、事業認可計画の網のかかっていない地区につきましては、合併浄化槽の補助が適用になるということで、現在、社会生活課のほうの関係で進めているところですけれども、いずれにしましても、側溝に浄化槽からの処理した水を側溝に抜いていたり、また、宅内で浸透升に浸透させたりと、さまざまですけれども、側溝に入らないのが理想ですけれども、なかなかそうはいかない事情の住宅事情または道路事情もありますので、その辺のところは、規制するとかというのはちょっと厳しいのではないかと考えております。

- 〇委員長(天間清太郎君) 11番。
- **○委員(川村三十三君)** 課長おっしゃるように、浄化槽を設置するということは、これ

は、補助があるわけですから、できるかというと、できないと思うのです。なかなかできないだろうと思う。新築した場合を契機にやるということもあるわけですが、みんなみんなそうではない。

したがって、なかなか雑排水を側溝にという、浄化槽をもっている人はまた別です。浄化槽から雑排水を排水溝に入れるというのはとんでもない話ですけれども、浄化槽も持たないで直接垂れ流しをしているというところもあるわけです。だけれども、ただ放任するだけではなくて、広報等によって、こういうことは今のところ禁止するなんていうことはできません、条例では。

だけれども、できるだけそういう、最終的には小川原湖に行くその水が、お互いに気をつけようではありませんかと、雑排水を捨てないような、各家庭で処理できるような方向というと、これも難しいと、本当は。

将来的に、うちのほうみたいに下水道管の布設が不可能なようなところもあるので、そういう点についても、将来的に下水道課でもって検討しながら、例えば集団的な浄化槽の設置だとか、そういう方向性を検討して、早期に関係する町内に渡してほしいものだと、こう思いますが、いかがですか。

- 〇委員長(天間清太郎君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(神山俊男君)** 下水道の加入促進もPRしながら一緒に進めたいと思いますし、また一部、町外のほうですけれども、個人的な浄化槽の方式ではなく、個々10 戸単位の浄化槽の処理の方法を取り入れている他県の町村の例もあるようですので、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。
- ○委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原 案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。 これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。202ページから205ページまでの歳入歳出 全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、 原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号平成20年度七戸町水道事業会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。 207ページから224ページまでの水道会計全般にわたり、発言を許します。

11番。

- ○委員(川村三十三君) 七戸の水道水は非常に良質だという評判ですが、こういうケースがあります。水道課長、水道の終末といいますか、最終段階の家のところの水がよく濁るというのです。これを抜けば濁りが消えるわけだけれども、抜く手だてがないというのです。そこの家で水道が終わりなものだから、何かやるとしょっちゅう濁ってしようがないと、こういう苦情を聞いたことがあります。何とかこういうような、皆つながっていればいいのでしょうけれども、そこへ来てとまっている、その先がないということですから、何とか手だてがないものですか。
- **〇委員長(天間清太郎君)** 上下水道課長。
- **○上下水道課長(神山俊男君)** 委員御指摘のように、水道管はつながっていて、当然、何カ所か末端がございます。その末端部分から給水管で引いているお客様のところは、当然古い水と申しますか、浄水場でつくった時間よりも一番最後に水が届くという理屈になります。それで、末端の部分につきましては、水道本管のほうでバルブを開いて定期的に抜くように、本管の水を捨てるように、回って歩いて努めておりますけれども、町民の方から水が変だということの連絡があれば、個別にまた対応もできると思いますので、その辺も周知してまいりたいと思います。

また、火災とかそういうのが発生した場合には、消火栓の根っこのところにたまっている、消火栓は鋳物なものですから、赤水と申しまして、さびた水が残っているのが、消火栓を開くことによって、その水が管の中を走ると、そういう影響で末端のお宅のほうに赤水が出るという場合が多々ございます。そういう場合には、末端のほうに出向いて、泥吐きと言いますけれども、その作業は行っていますけれども、赤水が出た場合には連絡いただければ、我々も本当に助かる状態です。

以上です。

〇委員長(天間清太郎君) 11番。

- ○委員(川村三十三君) 今の回答を聞いて非常に、恐らくこの利用者は安心するだろうと思うのです。今まで我慢してくださいと。それは仕方のないことですから我慢してくださいと言われると、同じ水量を使って料金を支払っていると非常に不公平な点があるので、今、課長の温かい言葉を聞いて、早速行って教えておきます。ちょいちょいあるものですから、何とかなりませんかという声があったのです。常に今度は連絡しますから、よろしくお願いします。
- ○委員長(天間清太郎君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(天間清太郎君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(天間清太郎君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号平成20年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり 可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会の審査、付託された事件はすべて議了しました。

お諮りします。

本委員会の報告書の作成は委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(天間清太郎君) 御異議がありませんので、報告書の作成は委員長一任にけっていました。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会します。

以上をもって、私の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

閉会 午後 4時20分